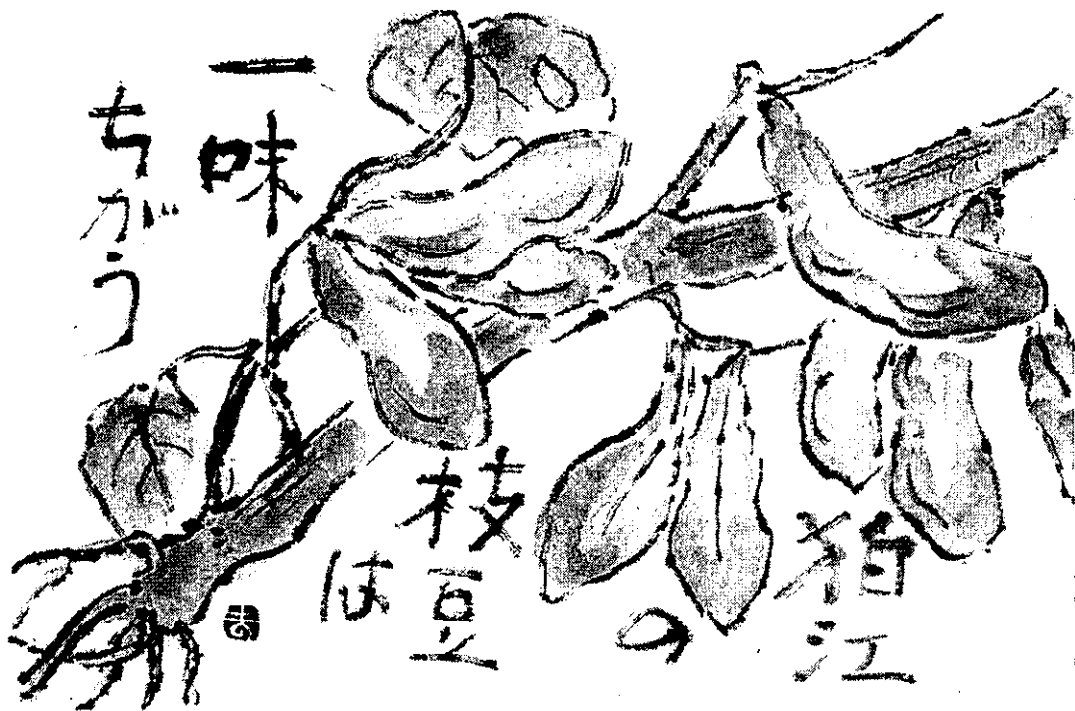


狛江市食育推進計画



平成 23 年 2 月

狛江市

< 目 次 >

第1章 食育推進計画とは	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	2
第2章 狛江市の現状	3
2-1 狛江市の概要	3
2-2 食育の現状	4
2-3 食育の課題	13
第3章 施策の方向	14
3-1 国の食育推進基本計画について	14
3-2 狛江市の食育推進計画について	15
第4章 重点プロジェクト	17
基本目標 1	17
基本目標 2	20
第5章 計画の推進	23
5-1 施策の推進体制	23
5-2 関係者の役割	23
5-3 計画の進捗の把握・評価	24
<資料編>	25

第1章 食育推進計画とは

1-1 計画策定の背景

近年、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、私たちの食を取り巻く環境は大きく変化しています。このような食の環境の変化によって、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の海外への依存、食の安全上の問題の発生、伝統ある食文化の消失などが生じています。

このような状況において、国は、健全な心身を培い豊かな人間性を育む食育を推進するため、総合的かつ計画的に施策を推進することなどを目的に、平成17年7月「食育基本法」を施行しました。また、これを受け、国は平成18年3月には「食育推進基本計画」を、東京都は平成18年9月に「東京都食育推進計画」を策定しました。

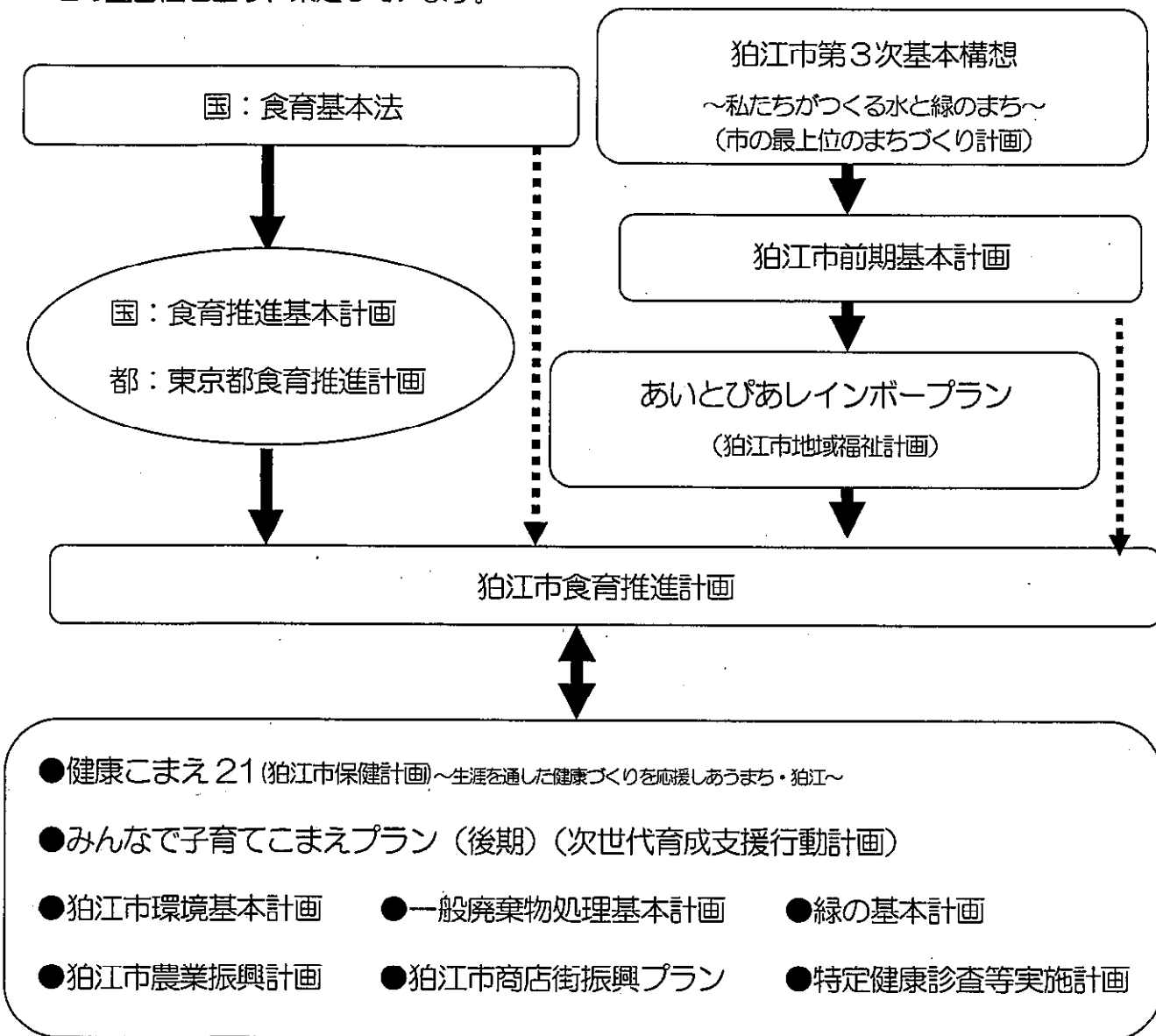
狛江市においても、生涯にわたり、健全な心身を培い豊かな人間性を育むためには、市民一人ひとりが「食育」の意義や必要性を理解し、実践、継続していくことが必要です。そのためには、家庭、学校、地域、市、企業などそれぞれが役割を果たすとともに相互に、連携を深めていくため、「食」に関する地域内交流や地域活性化を通じた「食」からの地域づくりを目指して、狛江市食育推進検討委員会を設置し「狛江市食育推進計画」を策定することになりました。

「食育」とは？

- 食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものである。
- 食育は、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることである。
- 食育は、個々人の生命・健康を維持する上で不可欠ばかりでなく、「おいしい」「楽しい」という情緒的・文化的側面や人間関係、しつけなどの社会的・教育的側面を持つものである。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条「市町村食育推進計画」に基づく計画であり、上位計画である「狛江市第3次基本構想」、健康こまえ21、狛江市農業振興計画等関連計画との整合性を図り、策定しています。



1-3 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第2章 狛江市の現状

2-1 狛江市の概要

狛江市は、新宿から電車（小田急線）で南へ20分の位置にあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。

面積は、6.39 km²と全国で3番目に小さい市で、全体的に起伏が少なくなだらかな地形となっています。

人口は平成23年1月1日現在、76,085人、37,799世帯、1世帯当たりの人口は2.0人です。

農業は、都市近郊における生産環境の悪化などの問題に直面しながらも、多品目の野菜を作っており、市内には直売所も多くあり、地産地消をしやすいとなっています。特に、枝豆アイスの広まりにより、狛江の枝豆は甘みがあっておいしいと言われ、有名になってきました。



2-2 食育の現状

「狛江市食育アンケート調査」は、15歳以上の市民1,500名を対象に無作為抽出により平成21年8月に実施し、有効回答数は609名（回答率40.6%）でした。

■配布・回答状況

対象	配布数（名）		回答数（名）		回答率（%）	
	男	女	男	女	男	女
15～19歳	30	41	10	12	33.3	29.3
20～29歳	150	150	25	54	16.7	36.0
30～39歳	182	190	46	98	25.3	51.6
40～49歳	163	163	49	86	30.1	52.8
50～59歳	142	127	57	88	40.1	69.3
60歳以上	83	79	36	46	43.4	58.2
無回答			2			
合 計	750	750	223	384	29.7	51.2

「狛江市立小学校の食育アンケート調査」は、狛江市立小学校6校4年生498名を対象に、平成21年10月に実施し、有効回答数は480名（回答率96.4%）でした。

「狛江市立中学校の食育アンケート調査」は、狛江市立中学校4校2年生381名を対象に、平成21年10月に実施し、有効回答数は333名（回答率87.4%）でした。

「狛江市食育アンケート調査」「狛江市立小学校、中学校の食育アンケート調査」の結果をまとめると次のとおりです。

なお、アンケート集計表の「成人全体」というのは、15歳以上の市民のアンケート結果を表したものです。

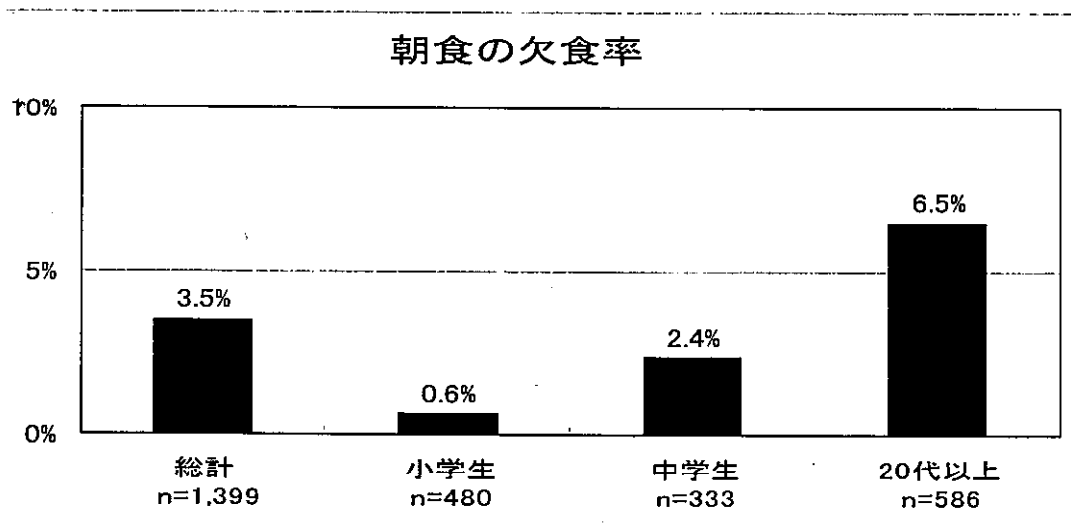
<1> 食生活について

(1) 朝食

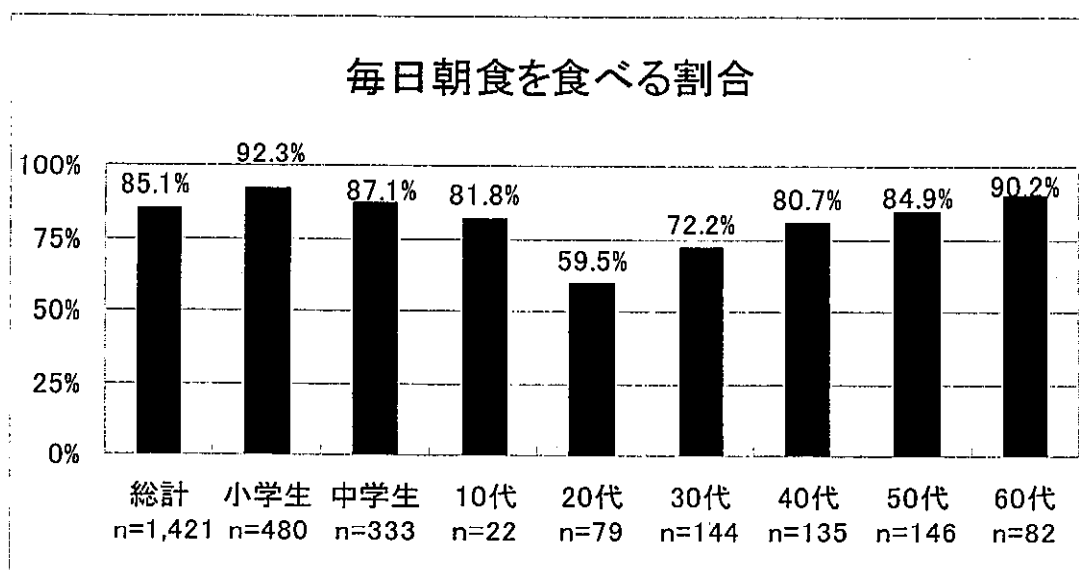
狛江市では、朝食を食べないと答えた人は全体で3.5%であり、東京都の調査12.5%（「東京都民の健康・栄養状況」（平成21年8月））と比較しても欠食している割合が低い状況にあります。しかし、朝食を毎日食べる人は全体で85.1%であり、20代、30代では毎日食べていない人の割合が高くなっています。

■朝食の欠食率

（nとは回答者数で以降のグラフについても同様とします）



■毎日朝食を食べる割合

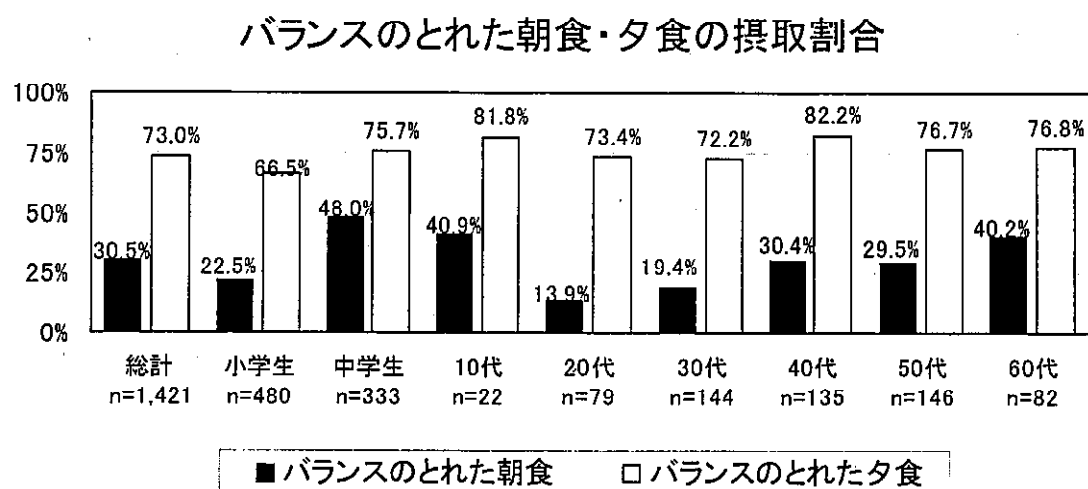


(2) 食事内容

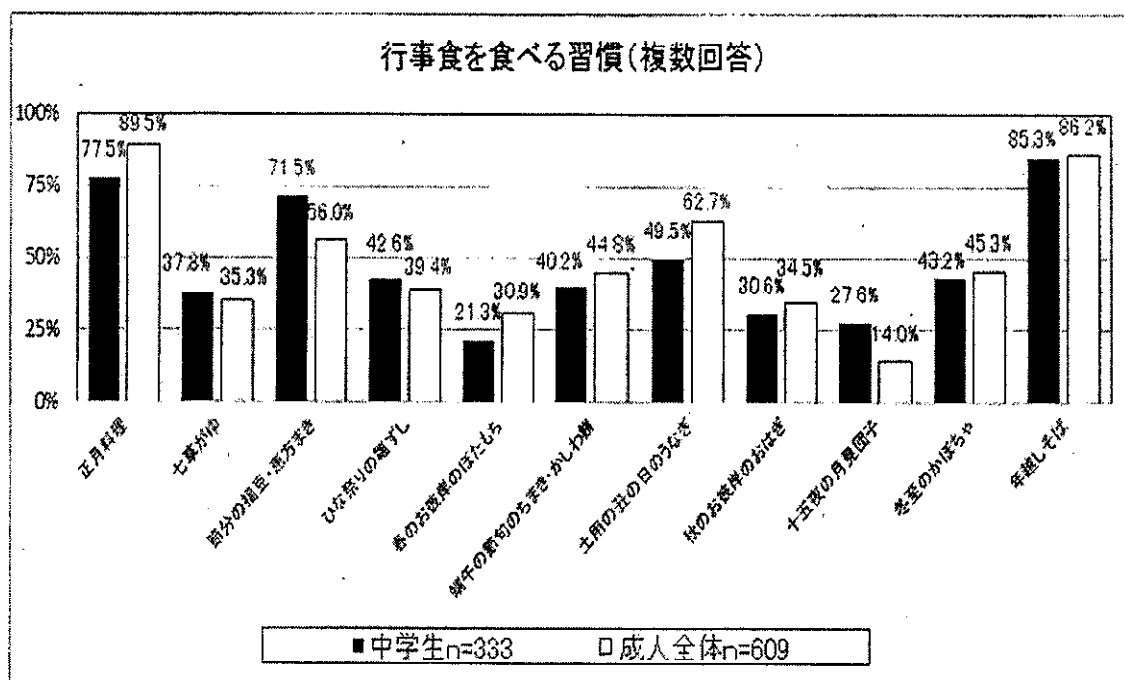
「主食＋主菜＋副菜または汁物」のそろった食事を「バランスのとれた食事」として食事内容をみると、「バランスのとれた朝食」をとっている人は全体で30.5%、「バランスのとれた夕食」をとっている人は全体で73.0%となっています。

行事食を食べる習慣は、中学生と成人全体ではほぼ同じような割合で食べています。

■ バランスのとれた朝食・夕食の摂取割合

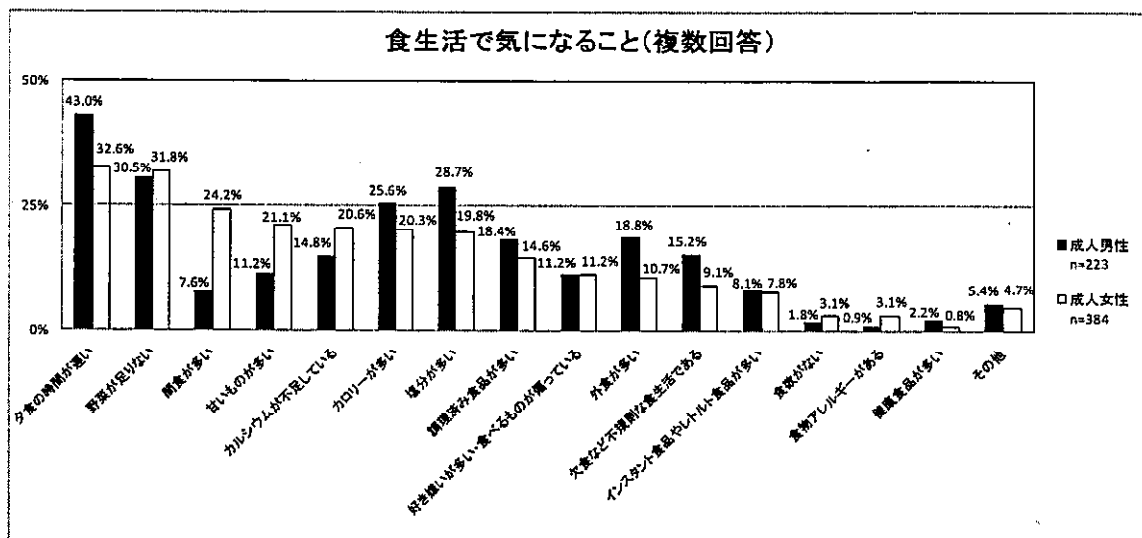


■ 行事食を食べる習慣



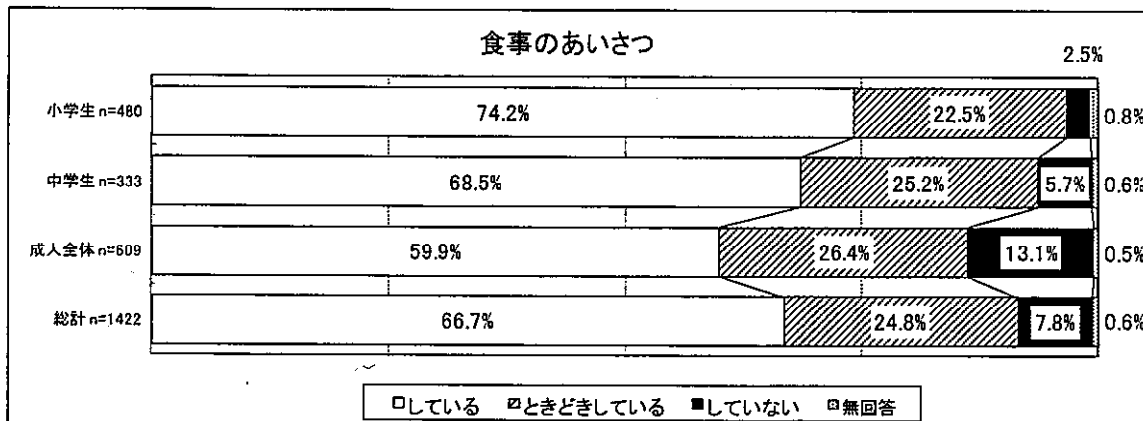
(3) 食生活で気になること

食生活で気になることは、成人男性は「夕食の時間が遅い」の43.0%が最も多く、「野菜が足りない」30.5%、「塩分が多い」28.7%、「カロリーが多い」25.6%、「外食が多い」18.8%となっています。成人女性では「夕食の時間が遅い」の32.6%が最も多く、「野菜が足りない」31.8%、「間食が多い」24.2%、「甘いものが多い」21.1%、「カルシウムが不足している」20.6%、「カロリーが多い」20.3%となっています。



(4) 食事のあいさつ(「いただきます」・「ごちそうさま」)

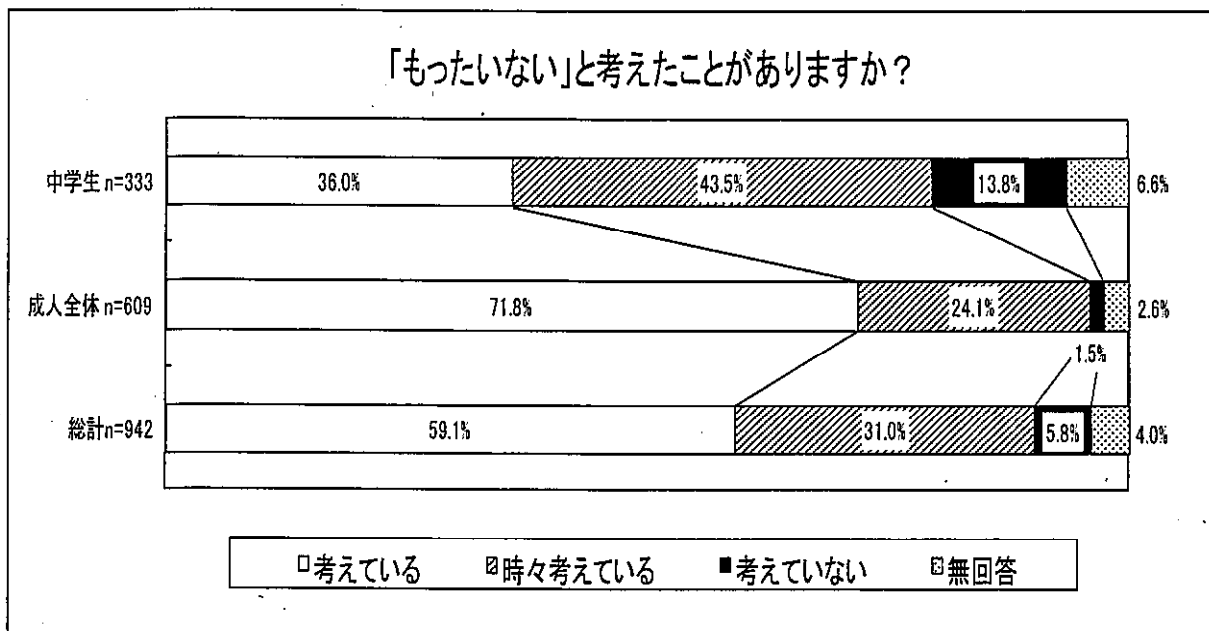
食事のあいさつは、小学生がきちんとしており、年齢が高くなるにつれ、あいさつをしていない傾向が伺えます。



(5)「もったいない」という意識

食べ残しや食品の廃棄が発生していることについて、「もったいない」と考えている中学生は36.0%、成人全体は71.8%となっています。

平成20年度粕江市におけるごみの組成分析によると、生ごみが31.9%、その他の可燃ごみ（新聞や雑誌などの紙類・古布・草木を除く）が31.0%となっており、食品の廃棄は問題となっています。



「もったいない」ってなあに？

「もったいない」とは、「不都合である」「かたじけない」などの意味で使用されてきましたが、現在では一般的に「物の価値を十分に生かしきれておらず無駄になっている」状態やそのような状態にしてしまう行為を戒める意味で使用されています。

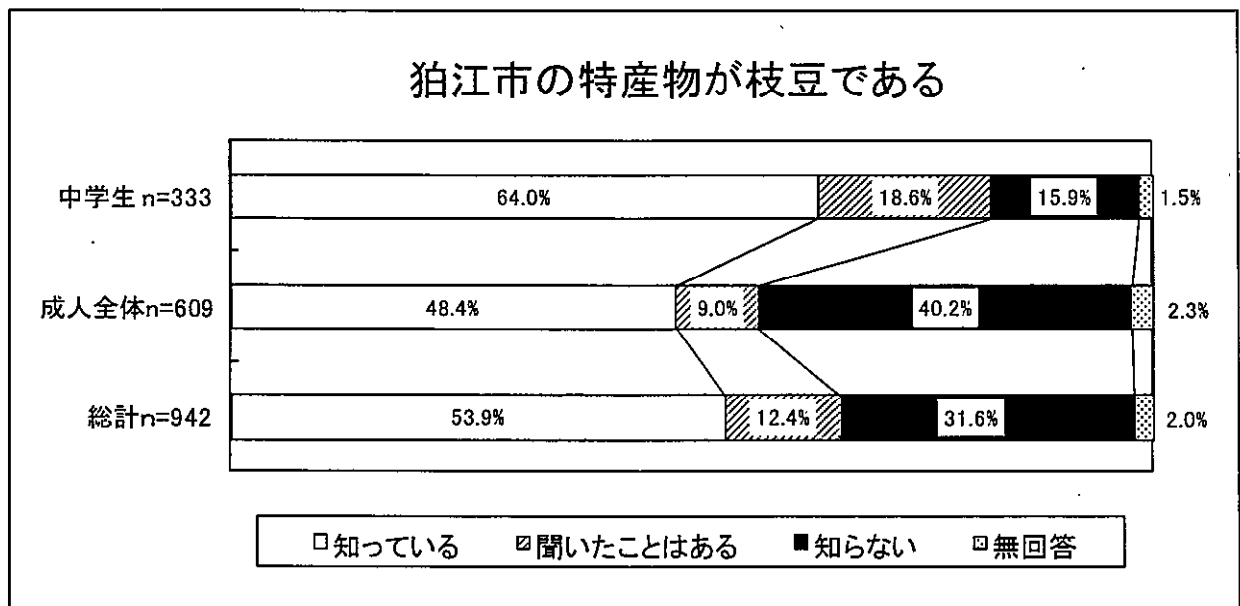
日本のカロリーベース総合食料自給率は、40%です（平成21年度概算値）。

また、世界の飢餓人口は10億人近くにまで上がっており、世界の全人口のうち、およそ7人に1人が飢えているということになります。

食べ物に対して「ありがたい」「もったいない」という意識が薄れがちになっています。食べ物を大切にする心や感謝の念を持ち、無駄や廃棄を少なくするための買いすぎや作りすぎへの注意、賞味期限や消費期限の正しい理解、冷蔵庫の中身や家庭内の食材の定期的な点検などを行い、常に、「もったいない」という意識をもちましょう。

(6) 狛江市の特産物の認知度

狛江市の特産物である枝豆についての認知度は、成人全体より中学生の方が高く、
 狛江の小学校に通っていた子どもたちは授業や給食を通して知っていると考えられま
 す。



☆ 狛江の農業豆知識 ☆

- ・農家戸数 137 戸 (平成 17 年)
- ・耕地面積 49 ha (平成 19 年)
- ・耕地率 7.7 % (平成 19 年)
- ・農業産出額順位 (平成 19 年)
 - 1 位品目：えだまめ
 - 2 位品目：トマト
 - 3 位品目：ねぎ
 - 4 位品目：こまつな

(平成 21 年 3 月発行

東京都農産物生産状況調査結果報告書より抜粋)

「狛江市農産物直売所 MAP」

狛江市農産物直売所マップは、地域活性課で配布していますので、ご利用ください。
 また、狛江市ホームページでもご覧いただけます。 <http://www.city.komae.tokyo.jp>

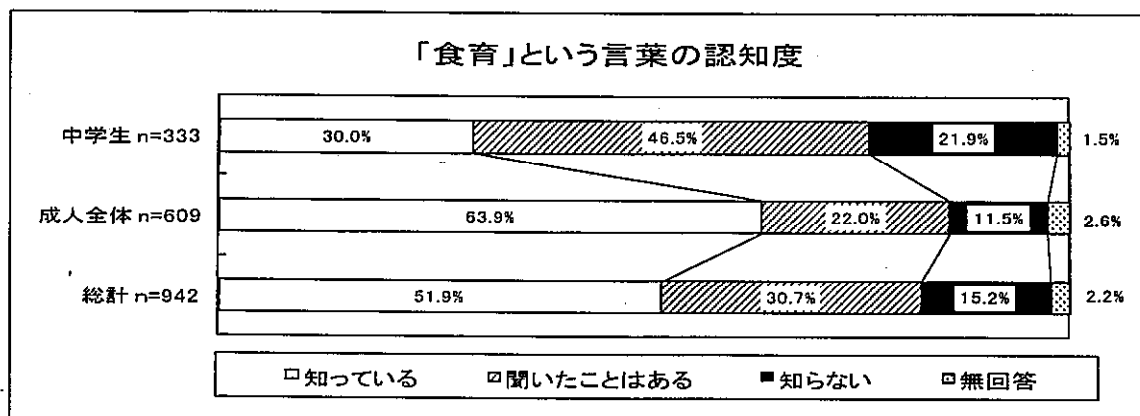
<2> 食育について

(1) 食育の関心度

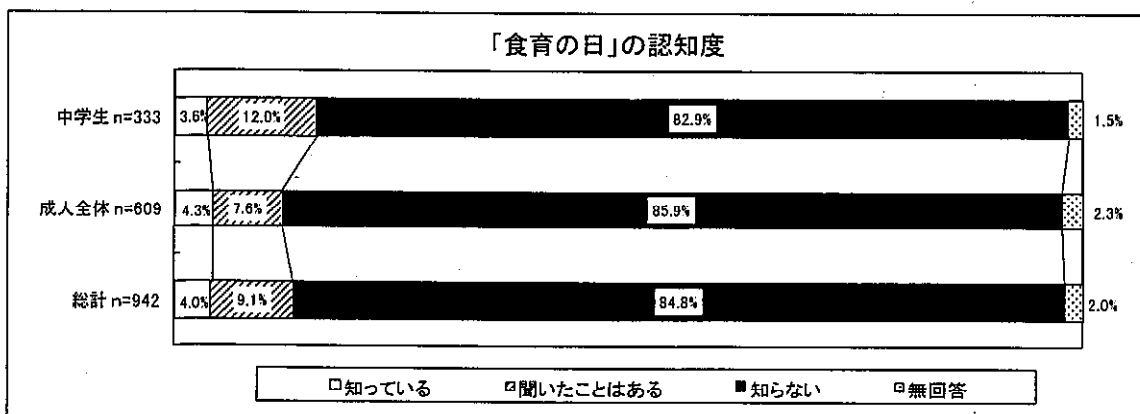
「食育」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」中学生は76.5%、成人全体では85.9%となっており、内閣府の調査74.0%（「食育に関する意識調査」（平成20年5月））と比較しても認知度は高い状況にあります。しかし、「食育の日」や「食育月間（6月）」の認知度は極めて低く、今後、普及啓発の必要があります。

また、食育の関心度は、食育について「関心がある」成人男性は 51.6%、成人女性は 70.8%と、女性の関心の高さが伺えます。関心がある主な理由としては、「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」「生活習慣病の増加が問題になっているから」「食生活の乱れが問題になっているから」などがあげられます。

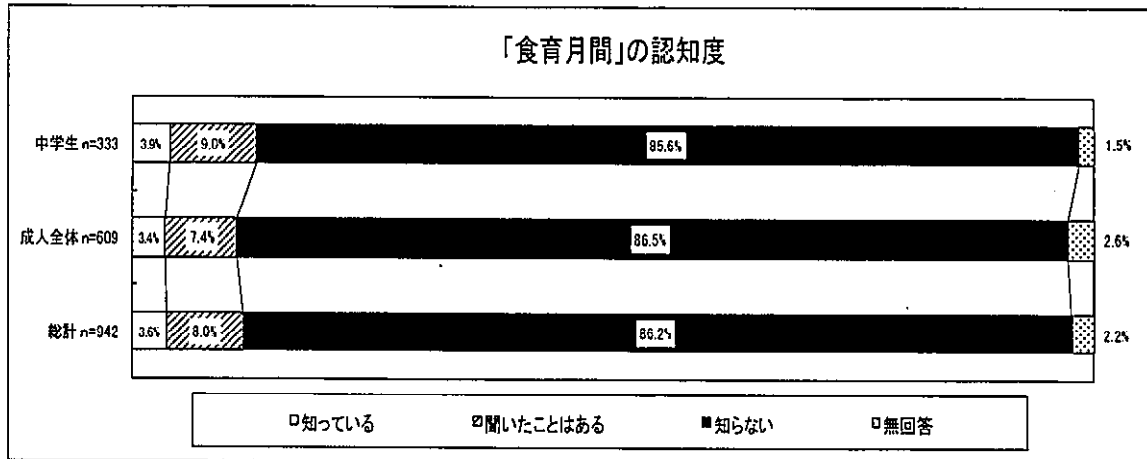
■「食育」という言葉の認知度



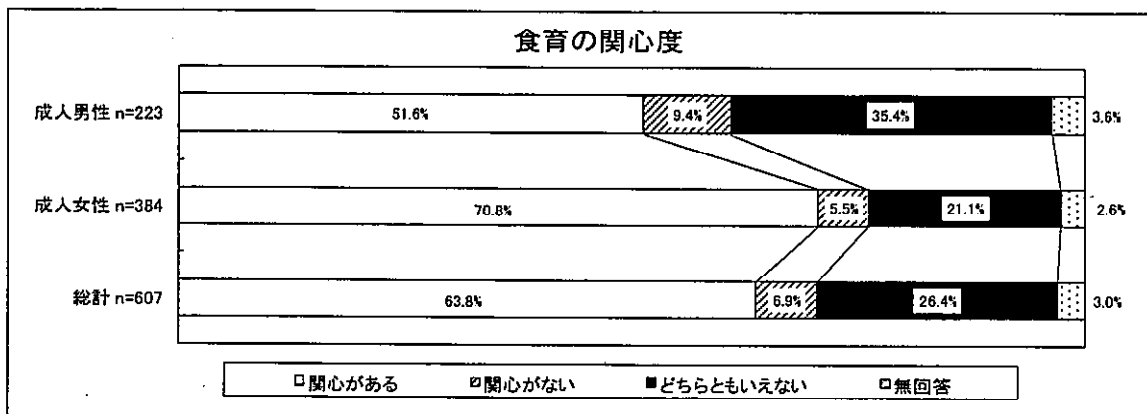
■「食育の日」の認知度



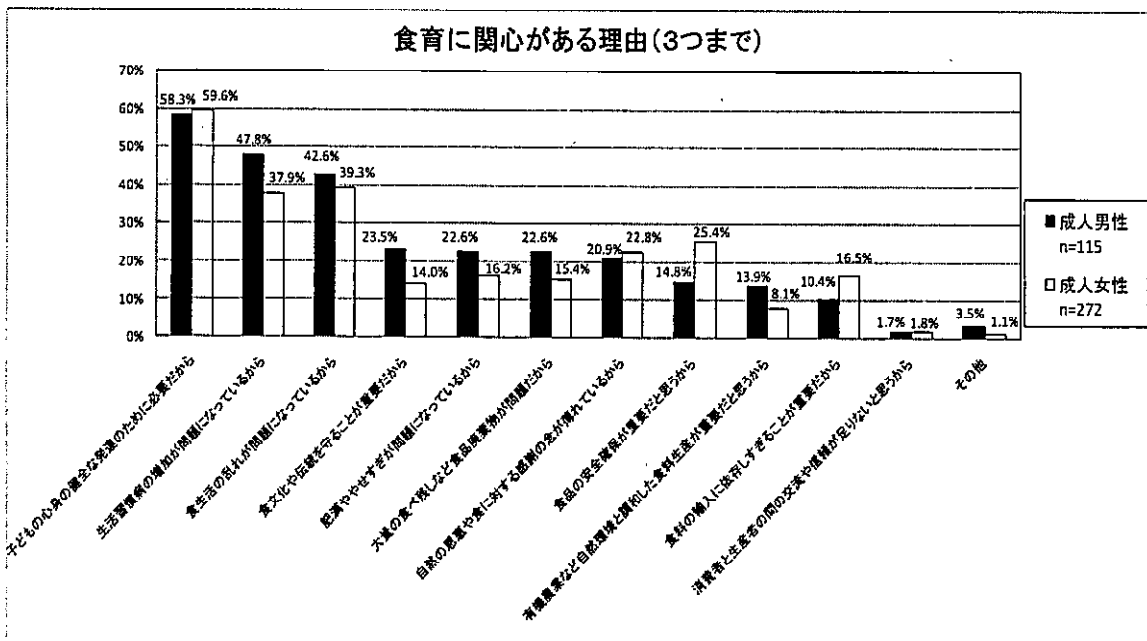
■「食育月間（6月）」の認知度



■食育の関心度

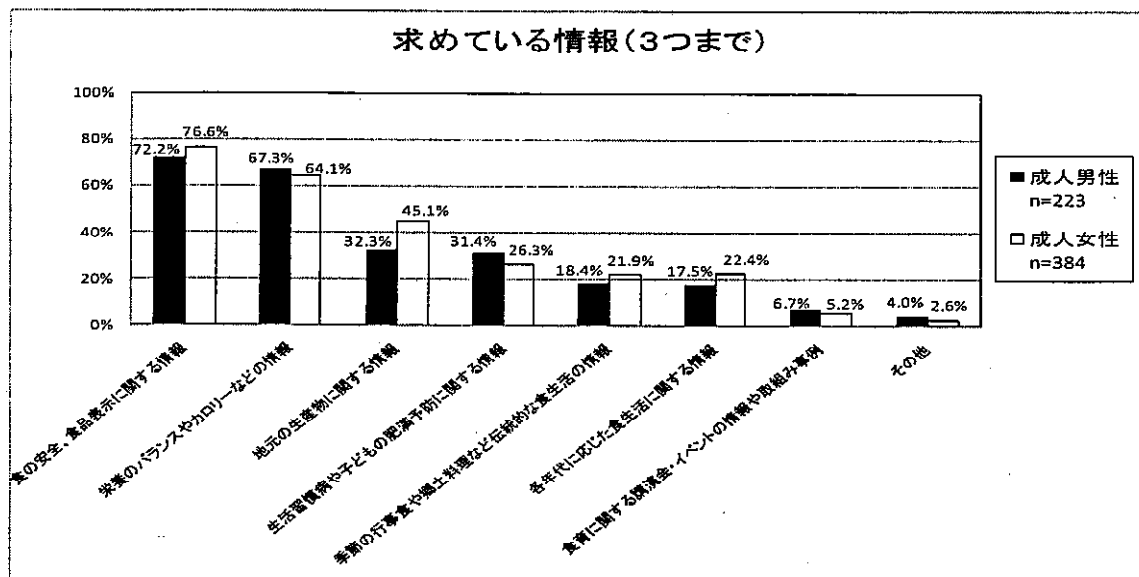


■食育に関心がある理由



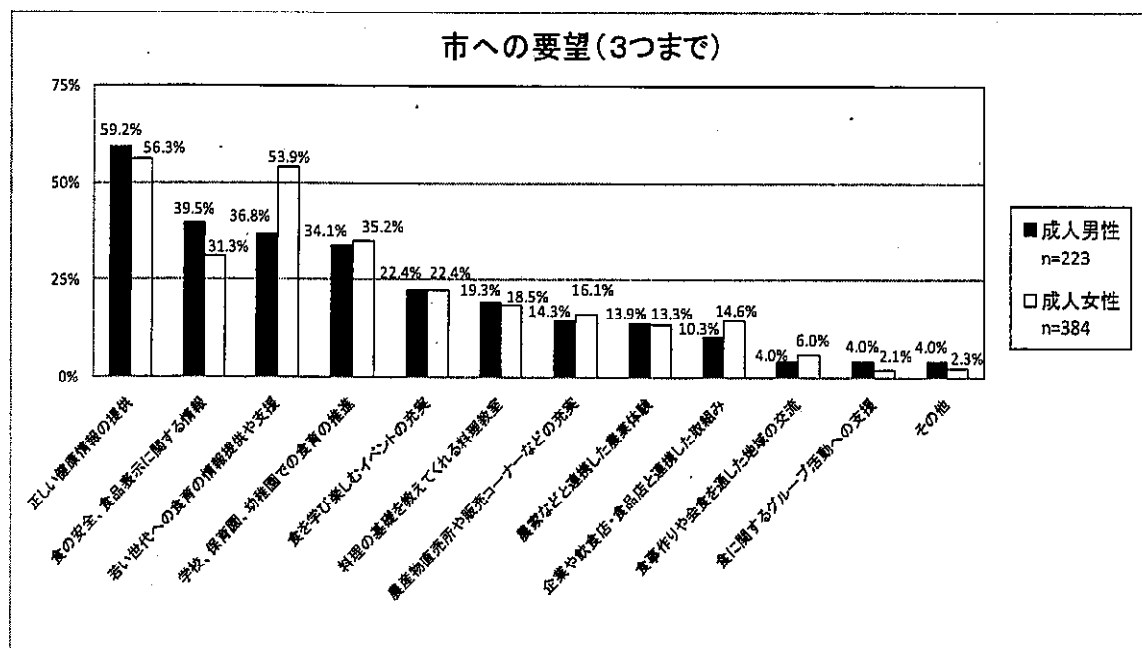
(2) 健康で豊かな食生活を送るために、求めている情報

「食の安全、食品表示に関する情報」、「栄養のバランスやカロリーなどの情報」、「地元生産物に関する情報」を求めている市民が多くいました。



(3) 粕江市に望んでいること

「正しい健康情報の提供」、「食の安全、食品表示に関する情報」、「若い世代への食育の情報提供や支援」、「学校、保育園、幼稚園での食育の推進」を望んでいる市民が多くいました。



2-3 食育の課題

「狛江市食育アンケート調査」「狛江市立小学校、中学校の食育アンケート調査」の結果をまとめると次のことを行うことが課題となります。

- ① 1日3食とり、「主食・主菜・副菜または汁物」のそろった食事を心がける人を増やす。
- ② 小さい頃から「食」を大切にする心を育む。
- ③ 狛江市の食について情報提供
- ④ 食育の日・食育月間の普及・啓発
- ⑤ 若い世代への食育の情報提供や支援

[illegible]

第3章 施策の方向

3-1 国の食育推進基本計画について

国の「食育推進基本計画」は、食育基本法に基づいて策定し、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、市町村食育推進計画の基本となるものと定められています。

食育推進基本計画に定める「食育の推進に関する施策についての基本的な方針」は、以下に示すとおりです。

（食育の推進に関する施策についての基本的な方針）

- （1）国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- （2）食に関する感謝の念と理解
- （3）食育推進運動の展開
- （4）子どもの食育における保護者、教育関係者などの役割
- （5）食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- （6）伝統的な食文化、環境と調和した生産などへの配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- （7）食品の安全性の確保などにおける食育の役割



山下節子作

3-2 狛江市の食育推進計画について

理念としての考え方や目標から、それらを実現するための施策の方向である基本目標までの体系を以下に示します。

《基本理念》

「食」を大切に作る心を育むまち・こまえ

「食」は生命の源であり、私たちの生活に欠かせないものでありながら、日々忙しく時間的にも精神的にもゆとりのない生活を送っていると、欠食、食事のマナーの欠如、「食」に関する感謝の心や気持ちの喪失といった「食」の大切さに対する意識の希薄化がみられがちです。

狛江の現状をみると、「食育」という言葉の認知度は国の調査と比較しても高く、「食」に対する意識の高さが伺えます。また、都心から電車で20分の位置にありながら、野川や多摩川などの自然にも恵まれ、多彩な農産物の生産があり、直売所も多いため、地産地消を推進しやすい地域となっています。

このことから、狛江市が目指す食育として、

“「食」を大切に作る心を育むまち・こまえ”を掲げ、食育を推進します。

☆ 絵手紙発祥の地—狛江 ☆

絵手紙は、昭和56年に日本で初めての絵手紙教室が狛江市（狛江郵便局）で開催されたのを契機に日本全国に広まりました。絵手紙の創始者の小池邦夫氏が市内に在住していることから、「絵手紙発祥の地—狛江」として絵手紙を通じた文化振興事業を推進しております。

なお、本計画の表紙は、狛江の特産物である「枝豆」を題材に小玉真砂子さんにご協力を頂きました。



渡辺栄子作



下妻節子作

《基本方針》

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を設定しました。

食に関心を持ち、健全な食生活を通してからだと心の健康を目指します

「食」を大切にするには、食が生命の源であり、生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力によって支えられ、また、動植物の生命を受け継ぐことで食生活が成り立っていることを実感しなくてはならないと考えます。

「食」に対して感謝の念を持ちながら、作り過ぎ、食べ過ぎにならないように適量を楽しく摂ることを心がけ、心身ともに健康で豊かな生涯を送ることを目指します。

《基本目標》

2つの基本目標を設定し、重点プロジェクトを展開していきます。

- 1 食に関心を持ち、楽しい食事を実践する取り組みをします
- 2 食を通して人と人とのつながりが持てる仕組みをつくります

《重点プロジェクト》

- 1 「一緒に体験」プロジェクト
- 2 「粕江の食や農を知ろう」プロジェクト
- 3 「粕江の食を支える」ネットワーク作り

第4章 重点プロジェクト

基本目標1

食に関心を持ち、楽しい食事を実践する取組みをします

食に関心を持ち、楽しい食事を実践するには、小さい頃からあらゆる世代の人が、食に関して「見る、聴く、触れる、感じる、味わう」といったことを生涯を通じて行うことが大切だと考えます。

そこで、周知方法を工夫し、参加が増えるような内容を検討・見直しをして、以下の重点プロジェクトを推進していきます。

(1)「一緒に体験」プロジェクト

調理や農作業など体験活動を実際に行うことで、日常の食、人、自然に対して興味を持つきっかけの推進に努めます。各事業は、食に関するあらゆるテーマをもって実施しますが、特に「バランスのとれた食事」について普及啓発していきます。

※「バランスのとれた食事」とは、主食・主菜・副菜または汁物のそろった食事をいいます。

※以下の太字となっているものは、本計画に基づく新規事業で、他は現在も実施中の事業です。

①調理活動の推進

○保育園の調理保育 ^{※1}の推進

○幼児期・学童期の親子で調理体験をする「親子料理教室」の実施

^{※1} 調理保育：子ども達が調理に参加すること。昼食などにかかわるその前後の食器や調理品の運び、盛り付け、片付けなど様々な活動、さらには包丁を使う、味付けをするなどの調理そのものを行うことをいう。

○親子クッキング・ブラッシング教室 ※²の実施（対象：小学生の親子）

○子どもだけの料理教室の実施（対象：小学生・中学生）

○マタニティクッキング ※³の実施（対象：妊婦）

○取り分け離乳食教室 ※⁴の実施（対象：乳児をもつ保護者、保育付き）

○食育料理教室「わくわくクッキング ※⁵」の実施

（対象：20代から30代までの方、少数世帯の方）

○健康教室の中での地場野菜を使った料理実習の実施（対象：市民）

○町会・自治会、市民サークル、老人会などにチラシなどで働きかけ、

講師を派遣し、料理教室を実施（対象：各所属団体の会員）

②農業体験の推進

○保育園・幼稚園・小学校の飼育、栽培、収穫などの体験活動の推進

○市民農園 ※⁶

○「どろんCO農園 ※⁷」の実施（対象：小・中学生）

※² 親子クッキング・ブラッシング教室：小学生の親子を対象に、親子で料理実習、試食、歯科健診、歯垢染色をしての歯磨き練習、フッ素塗布を行う教室。

＜問い合わせ＞健康支援課 電話 03-3488-1181

※³ マタニティクッキング：妊娠中の方を対象に、狛江栄養士会の栄養士による話を聞き、バランスが良くて簡単なメニューを作り、試食する教室。

＜問い合わせ＞健康支援課 電話 03-3488-1181

※⁴ 取り分け離乳食教室：生後6～8ヶ月児の保護者や離乳食に興味のある方を対象に、栄養士による離乳食についての話を聞き、大人の食事を作り、そこから簡単に離乳食を作る教室。

＜問い合わせ＞健康支援課 電話 03-3488-1181

※⁵ わくわくクッキング：食事のバランスに関することや野菜のとり方などをテーマに、栄養士の話を聞き、調理実習をする教室。

＜問い合わせ＞健康支援課 電話 03-3488-1181

※6 市民農園 : 場 所 10箇所(和泉本町、岩戸北、岩戸南、猪方、中和泉、西野川地域)
区画面積 13~17.5㎡(地域によって異なります)
使用期間 2年間(継続は2年間可能)
＜問い合わせ＞地域活性課地域振興係 電話03-3430-1111

※7 どろんCO農園:小学校3年生から中学生までを対象に、月に1、2回集まり、農業体験(土作り、種まき、栽培、収穫)と料理実習などを1年かけて実施する。また、子どもたちの農作業をお手伝いするボランティアも募集している。
＜問い合わせ＞西河原公民館 電話03-3480-3201



公民館主催事業 少年少女体験教室「どろんCO農園」

基本目標2

食を通して人と人とのつながりが持てる仕組みをつくります

(1)「狛江の食や農を知ろう」プロジェクト

市民が食や健康づくりなどに関する情報を知ることができるように、様々な機会や広報媒体を通じて情報の提供・発信に努めます。また、保育園、学校、公民館、地域活性課、清掃課、健康支援課などで行われている事業等を通して、「食育」の大切さや狛江市の食、農業、健康に関する情報を伝えていく機会を増やしていきます。

※以下の太字となっているものは、本計画に基づく新規事業で、他は現在も実施中の事業です。

- ①市内の食、農業、環境、食品衛生等の専門家からの話をきく機会の推進
 - 食育講習会「食のプロにきく」の実施
 - 「農業ウォッチングラリー ※8」の実施
- ②若い世代への「狛江市農産物直売所マップ」や「狛江市民活動・生活情報誌わっこ」でのレシピ掲載の周知活動の推進
- ③ホームページの料理レシピや食や農業や環境に関する情報の提供
- ④あいとびあセンター内に「食育情報コーナー」を設け、市内の食に関するイベントを開催、食や農業や環境に関する情報を発信
- ⑤「あいとびあ健康まつり」での食や健康づくりに関する情報の提供
- ⑥市民まつりや福祉まつりなど人が集まるイベントへ参加し、食や健康づくりに関する情報を提供

※8 農業ウォッチングラリー：市内在住者（小学生以下は保護者同伴）100名を対象に市内数カ所の畑を回り、農産物を収穫する。
＜問い合わせ＞地域活性課地域振興係 電話 03-3430-1111

(2)「狛江の食を支える」ネットワーク作り

食や健康に関するネットワークを作り、食を通して、個人やグループ、生産者、飲食店、商業関係者、農業関係者、事業所、医療機関、市（行政）などがつながり、食育の輪を広げていきます。

※以下の太字となっているものは、本計画に基づく新規事業で、他は現在も実施中の事業です。

①世代間交流会の開催

子ども、子育て世代の親子、高齢者、障がい者など、世代の違う人達が集まり、食事作り等を通して、伝統料理や食文化の伝承といった交流の機会をもつ事業を開催し、展開していきます。

②食育サポーター制度の構築

市内の飲食店、小売店、スーパー、農産物直売農家、病院等に働きかけ、食育や健康に関する情報のポスターなどの掲示、地場野菜を使ったメニューの提供、料理教室などを行う「食育サポーター」制度を立ち上げ、食育に関心のない人にも情報提供を行っていきます。

③狛江市食育推進会議（仮称）の開催

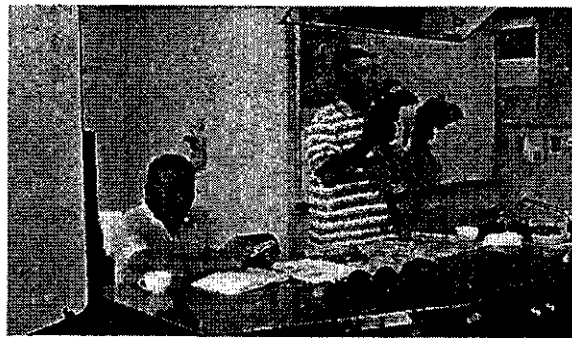
食に関する専門家（（管理）栄養士、調理師など）、健康に関する専門家（医師、歯科医師、体育指導委員など）、飲食店、商業関係者、農業関係者、市民、行政などがお互いの活動を知り、情報を共有し、食育の推進を目的とします。

④狛江市食育推進庁内連絡会の開催

市（行政）においては、庁内の関連部門による食育の取り組みを互いに共有し、横断的な連携を進めます。

⑤市内栄養士連絡会の開催

粕江市には、健康支援課、公立保育園全園、小学校全校、中学校に栄養士が配置され、私立保育園全園、病院、特別養護老人ホーム等にも栄養士がいます。市全体の健康や食育に関する意識を高めるため、栄養士同士が連携していきます。



食育講習会「粕江の畑を食べよう」

食育講習会「粕江の畑を食べよう」：小学校1年生から4年生までの親子を対象に、農業委員による粕江の野菜についての話を聞いたり、粕江の採りたて野菜を使ったおやつ作りを行ったりする教室。

<問い合わせ>健康支援課 電話 03-3488-1181

第5章 計画の推進

5-1 施策の推進体制

食育は様々な分野に関わり、様々な主体によって進められるものであるため、食育を着実に進めていくには、計画の推進のための仕組みづくりと、それぞれの主体がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが必要です。市においては、「狛江市食育推進会議（仮称）」、「狛江市食育推進庁内連絡会」を継続して開催し、効果的・効率的な推進体制づくりを進めていきます。

5-2 関係者の役割

食育を狛江市全体で推進していくためには、関係者はそれぞれ次のような役割を認識し、果たしていくことが必要です。

◆市民・家庭

生涯にわたり健康的で心豊かな食生活の実現に自ら努めるとともに、学校、地域などでの食育推進活動に積極的に参加する。

◆生産者・食品関連事業者

食の安全・安心の確保に取り組むとともに、食に関する情報を発信し、食育推進活動に積極的に取り組む。

◆その他の団体等

それぞれの立場で、食育や豊かな食生活の実践のための活動を推進するとともにその活動について積極的に情報発信する。

◆市（行政）

庁内、他団体との連携協力を図りながら、食育推進計画の推進に積極的に取り組む。

5-3 計画の進捗の把握・評価

計画の進捗状況は、客観的な指標である「食育推進の目標値」により把握し、評価を行います。また、計画の進捗状況と評価結果については「狛江市食育推進会議（仮称）」にて検証、必要な推進策を検討し、ホームページなどで公表します。

■食育推進の目標値

	平成21年度 現状値	平成27年度 目標値	重点施策内容
朝食の欠食率	小学生 0.6% 中学生 2.4% 20代以上 6.5%	0%に 近づける	狛江の食を支える ネットワーク作り
バランスのとれた朝食（主食・主菜・副菜または汁物）の摂取割合 （小学生、中学生、成人全体の総計）	30.5%	50% 以上	「一緒に体験」 プロジェクト
食べ残しや食品の廃棄が発生していることについて、「もったいない」と考えている人の割合 （中学生、成人全体の総計）	59.1%	80% 以上	「狛江の食や農を知ろう」 プロジェクト
＜食育の日の認知度＞ 「知っている」＋「聞いたことがある」 人の割合 （中学生、成人全体の総計）	13.1%	50% 以上	狛江の食を支える ネットワーク作り
＜狛江市の特産物の認知度＞ 狛江市の特産物が枝豆であることを 「知っている」＋「聞いたことがある」 人の割合 （中学生、成人全体の総計）	66.3%	80% 以上	「狛江の食や農を知ろう」 プロジェクト

< 資料編 >

1	狛江市における食育関連事業	26
2	狛江市食育アンケート調査	27
3	狛江市立小学校、中学校の食育アンケート調査	53
4	狛江市食育推進検討委員会設置要綱	63
5	委員名簿	64
6	計画策定の経過	65
7	食育基本法	66

1 狛江市における食育関連事業

狛江市における食育関連事業（平成22年8月現在）

	妊産期	乳幼児期	学童期	思春期	成人期		高齢期
					(20～30歳代)	(40～50歳代)	
農業			どろんCO農園く西河原公民館			市民農園く地域活性化課	
			農業ウオッチングラリーく地域活性化課				
調理学活動	マタニティクッキング く健康支援課					わくわくクッキングく健康支援課	
	取り分け離乳食教室く健康支援課						
		食育講習会く健康支援課					
			古民家園事業「たけのこ飯を食べてよう」くむいから民家園				
			むいから子ども行事 「かまどでこま」くむいから民家園 ふるさと交流キャンプ く地域活性化課		古民家園事業「うどん打ち講習会・そば打ち講習会」くむいから民家園		
食育		保育園給食	小学校給食	中学校給食			高齢者給食サービス 会食会 く介護支援課
	妊婦健康診査受診票 く健康支援課	乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 経過観察・発達健康診査 く健康支援課 市立保育園巡回相談 「おひさま」く各市立保育園 育児相談く健康支援課				特定健康診査・健康診査く健康支援課 子宮がん検診く健康支援課 骨密度測定く健康支援課 乳がん検診・乳腺がん検診・胃・大腸・がん検診相談相談 く健康支援課	
健康相談（健康診査・がん検診・健康相談・健康教室）		フロー相談、育児加入者のための健康相談、電話相談（婦人科、産科）健康相談課、産科健康相談く狛江市産科、産科健康相談く狛江市産科医科会					
		母と子の室の健康教室 むし歯予防教室 卒業教室 5歳児産科健康教室 く健康支援課	親子クッキング・ブランチング教室 く健康支援課			産婦人科検診と改善指導（40・50・60・70歳） く健康支援課 在宅にきり高齢者訪問歯科診療 く健康支援課 口腔ケア講座く介護支援課	
	ママパパ学校く健康支援課	育児学校く健康支援課				健康教室く健康支援課	
		離乳食教室く和泉児童館				介護予防普及啓発事業く介護支援課	
		幼児食教室 く子ども家庭支援センター				栄養改善教室く介護支援課	
運動		市民総合体育館・西河原体育館での運動（個人開放・自主事業）く社会教育課					
			狛江市青少年スポーツ教室く社会教育課			成人スポーツ教室く社会教育課	
						健康運動セミナーく健康支援課 うんどう教室く介護支援課 あいびびセンター・フルタイム開放 く福祉サービス支援室	
環境						生ごみ処理講習会く清掃課	

狛江市食育アンケート調査

2-1 調查概要

1 調査の目的

本調査は、「狛江市食育推進計画」を策定するにあたって、15 歳以上の市民を対象に、食生活や地産地消や食文化、食育に対する意識・意向などを把握することを目的に実施したものです。

2 調査の概要

- (1) 調査対象：狛江市の住民基本台帳より 15 歳以上の市民 1,500 名を無作為に抽出
- (2) 調査期間：平成 21 年 8 月
- (3) 調査方法：対象者に調査票を送付し、返信用封筒により回収
- (4) 配布・回収状況

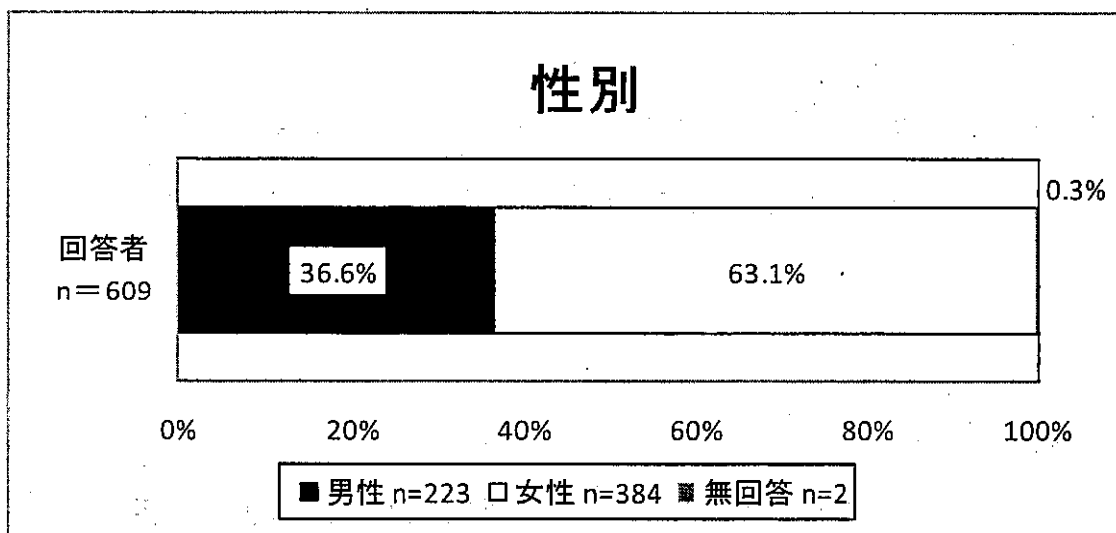
対象	配布数(名)		回答数(名)		回答率(%)	
	男	女	男	女	男	女
15～19歳	30	41	10	12	33.3%	29.3%
20～29歳	150	150	25	54	16.7%	36.0%
30～39歳	182	190	46	98	25.3%	51.6%
40～49歳	163	163	49	86	30.1%	52.8%
50～59歳	142	127	57	88	40.1%	69.3%
60歳以上	83	79	36	46	43.4%	58.2%
無回答			2			
合 計	750	750	223	384	29.7%	51.2%

2-2 調査結果

1 回答者について

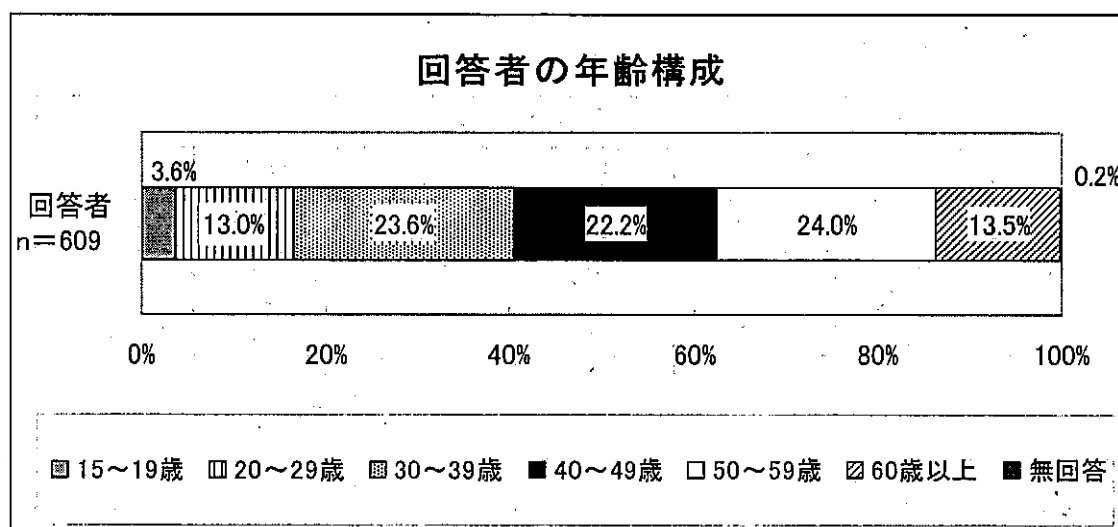
(1) 性別

回答者の性別は、女性が63.1%と多く、女性の関心の高さが伺われます。



(2) 年齢構成

回答者の年齢構成は「30代」「40代」「50代」がやや多くなっています。

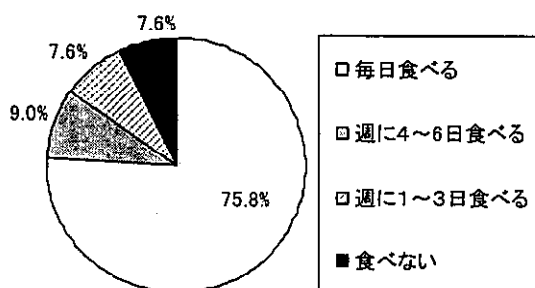


2 食生活について

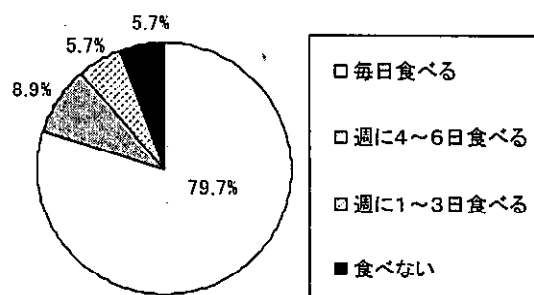
(1) 朝食

朝食を食べない人の割合は、男性 7.6%・女性 5.7%であり、朝食を食べない理由は「時間がない」が最も多く、「食欲がわからない」「食べる習慣がない」などです。

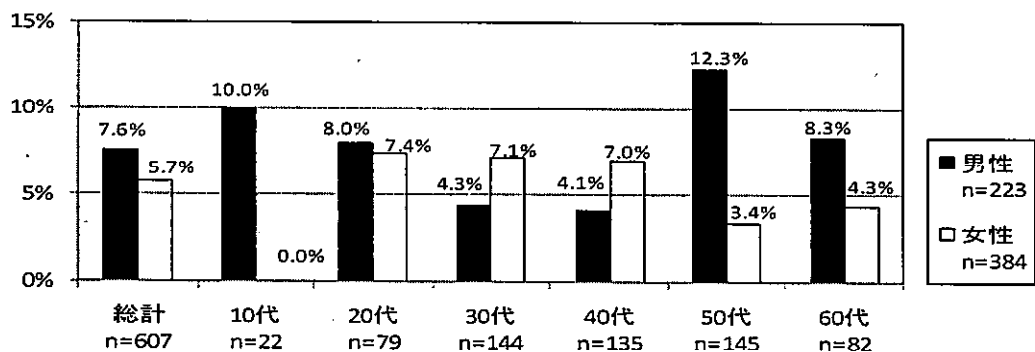
朝食摂取状況 <男性n=223>



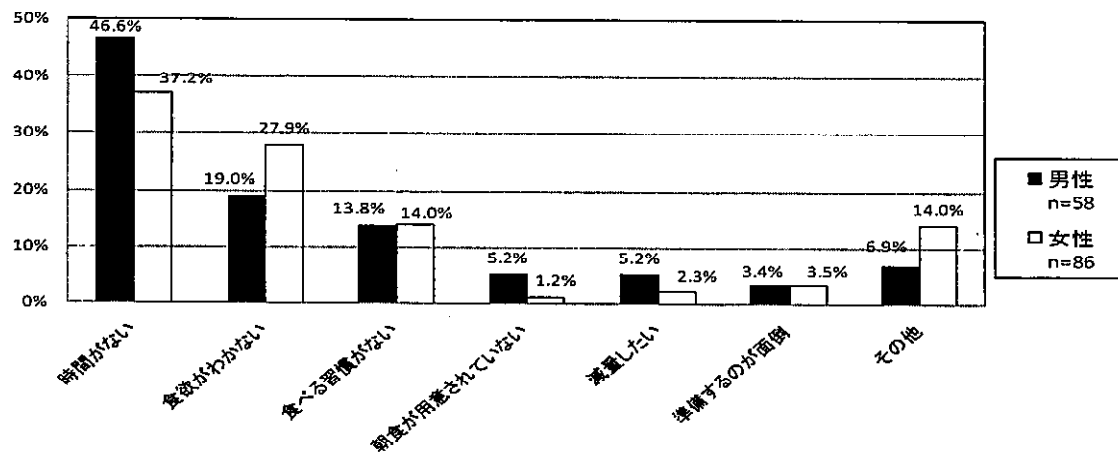
朝食摂取状況 <女性n=384>



朝食欠食率



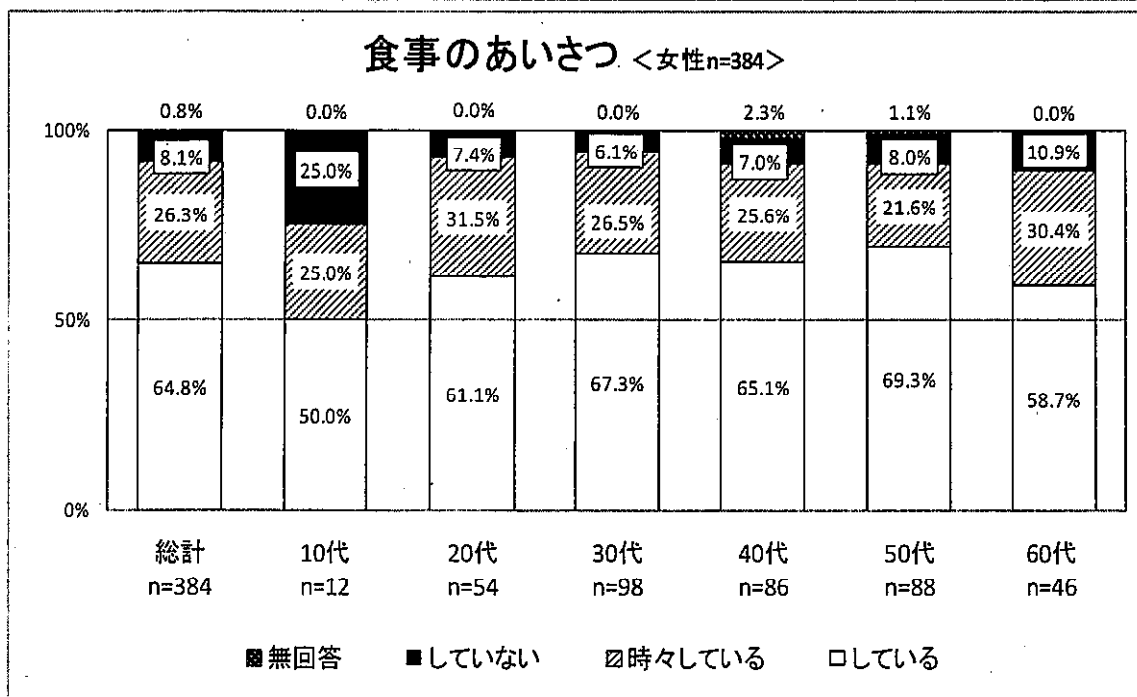
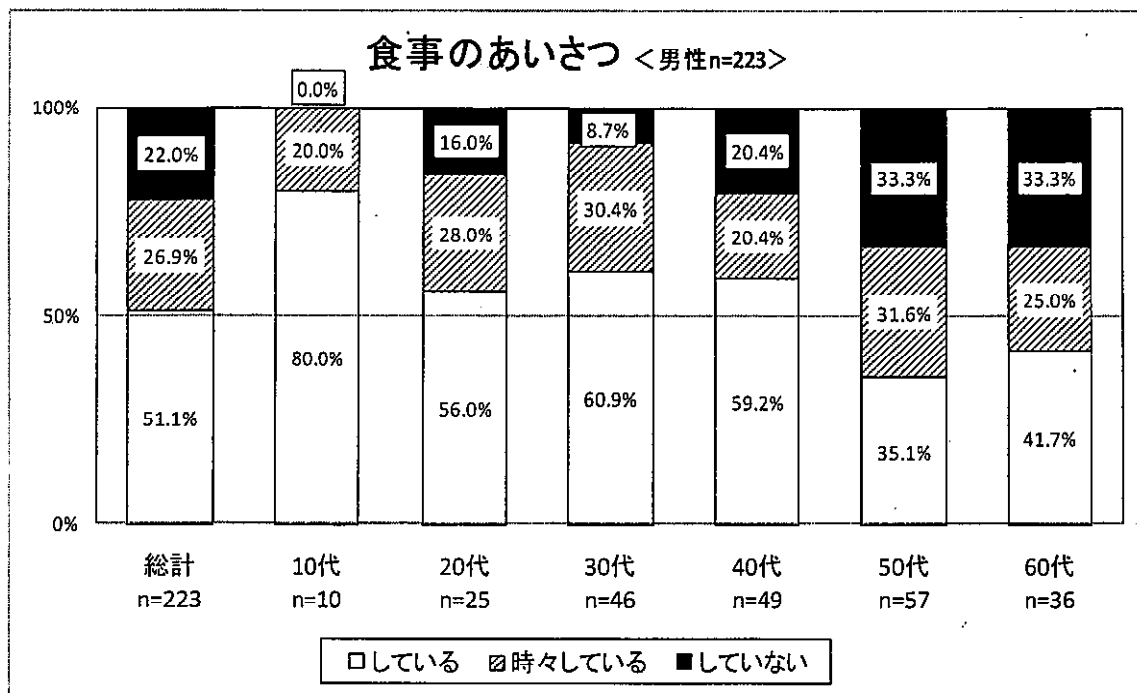
朝食を食べない理由 (複数回答)



(2) 食事のあいさつ（「いただきます」・「ごちそうさま」）

食事の際にあいさつをしている人は、男性51.1%・女性64.8%となっています。

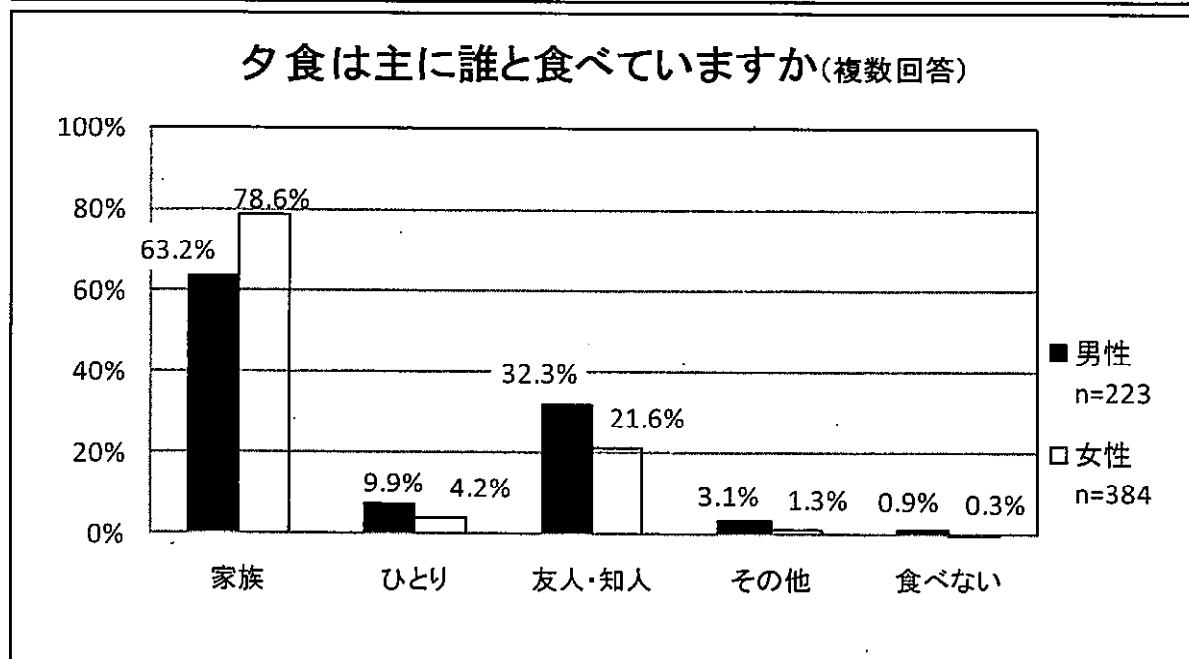
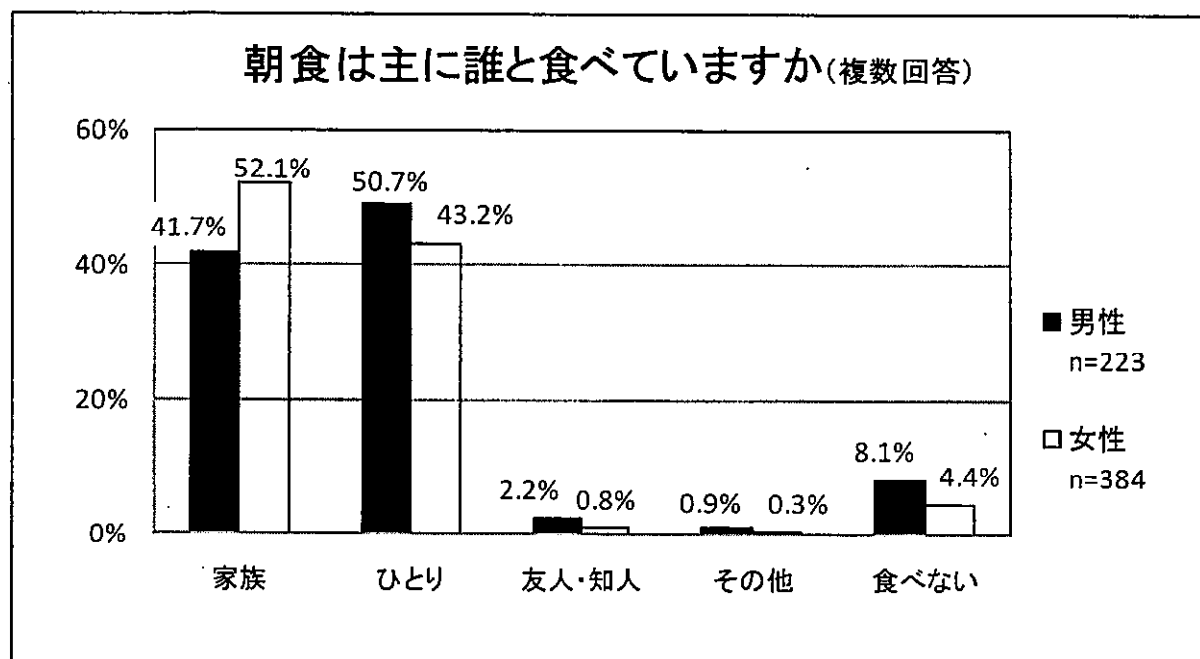
性別・年齢別にみると、男性の50代以上で、「していない」人の割合が高くなっています。



(3) 主に食べる人は？

朝食を「家族」と食べる人は、男性41.7%・女性52.1%、「ひとり」で食べる人は、男性50.7%・女性43.2%であり、「ひとり」で食べる人も多くみられます。

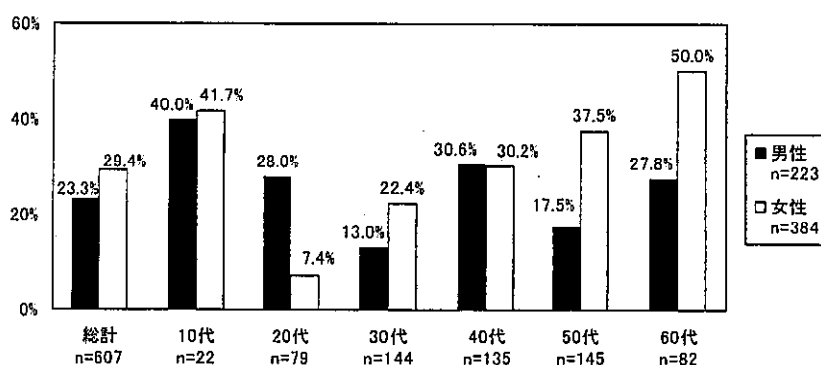
夕食を「家族」と食べる人は、男性63.2%・女性78.6%、「友人・知人」と食べる人は、男性32.3%・女性21.6%となっています。



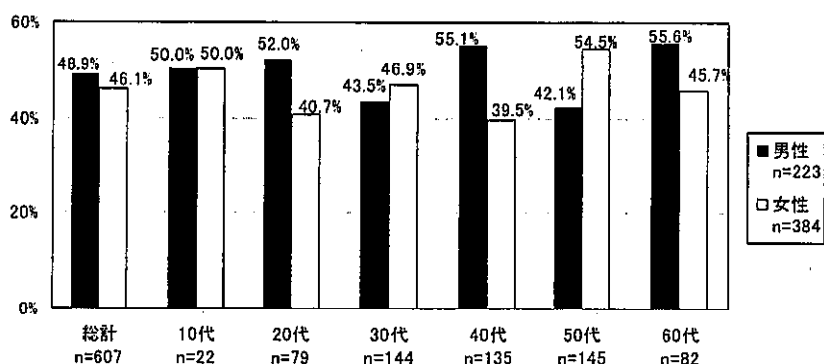
(4) 食事内容

「主食＋主菜＋副菜または汁物」のそろった「朝食」をとっている男性は23.3%、女性29.4%、「昼食」をとっている男性は48.9%、女性46.1%、「夕食」をとっている男性は76.7%、女性76.8%となっています。

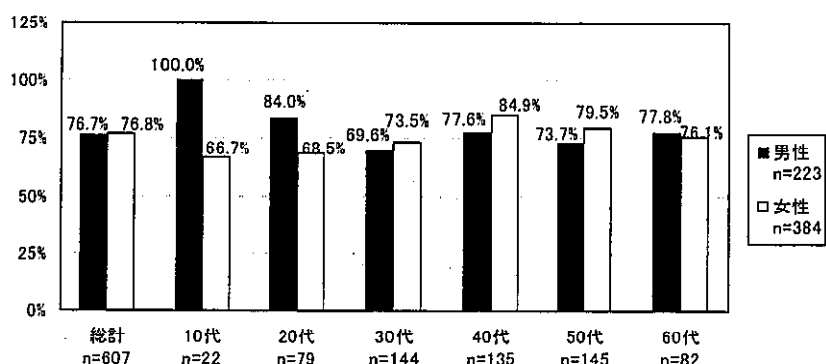
バランスのとれた朝食



バランスのとれた昼食

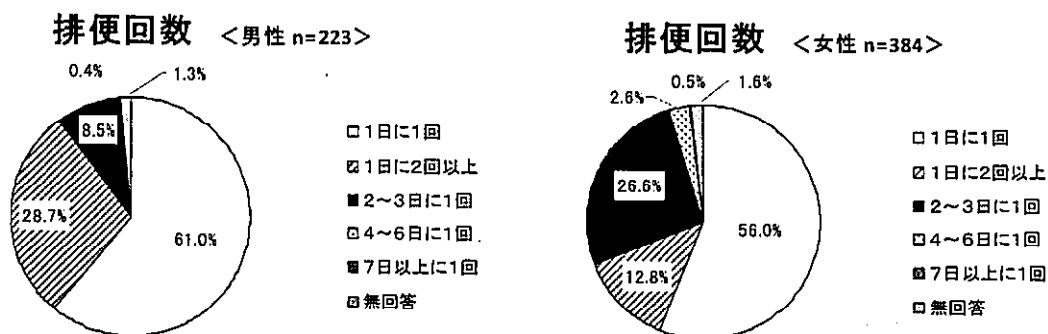


バランスのとれた夕食



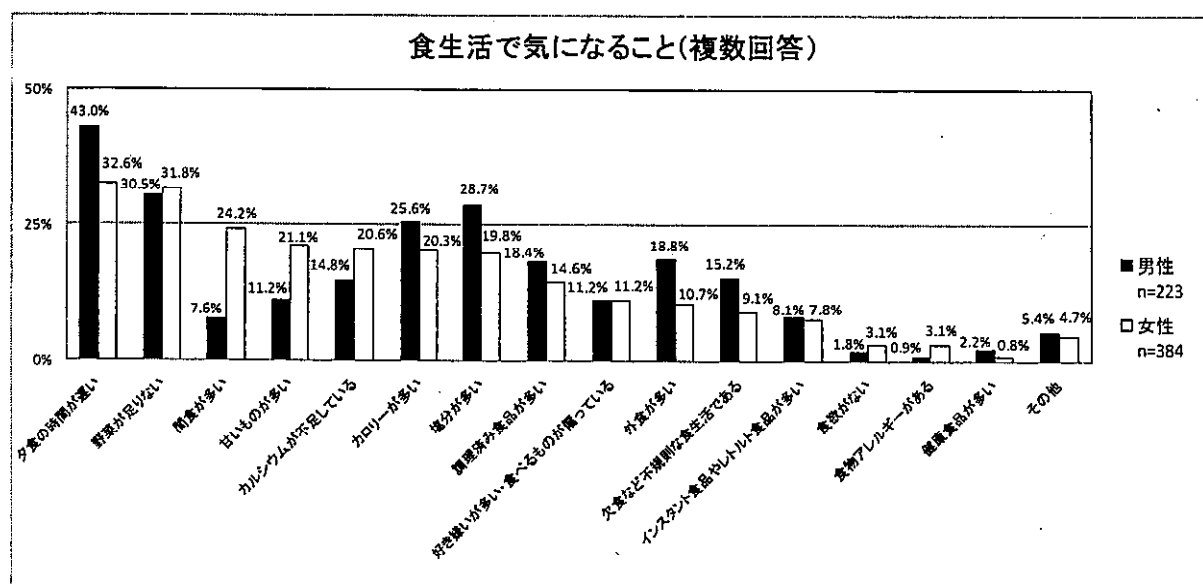
(5) 排便回数

1日に「1回以上」排便のある人は、男性は89.7%、女性は68.8%で、「2～3日に1回」排便の人は、男性は8.5%、女性は26.6%となっています。



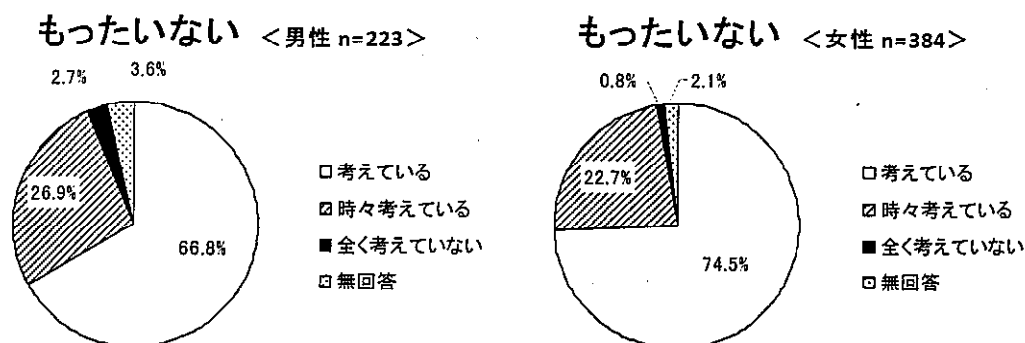
(6) 食生活で気になること

食生活で気になることは、男性は「夕食の時間が遅い」の43.0%が最も多く、「野菜が足りない」30.5%、「塩分が多い」28.7%、「カロリーが多い」25.6%、「外食が多い」18.8%となっています。女性では「夕食の時間が遅い」の32.6%が最も多く、「野菜が足りない」31.8%、「間食が多い」24.2%、「甘いものが多い」21.1%、「カルシウムが不足している」20.6%、「カロリーが多い」20.3%となっています。



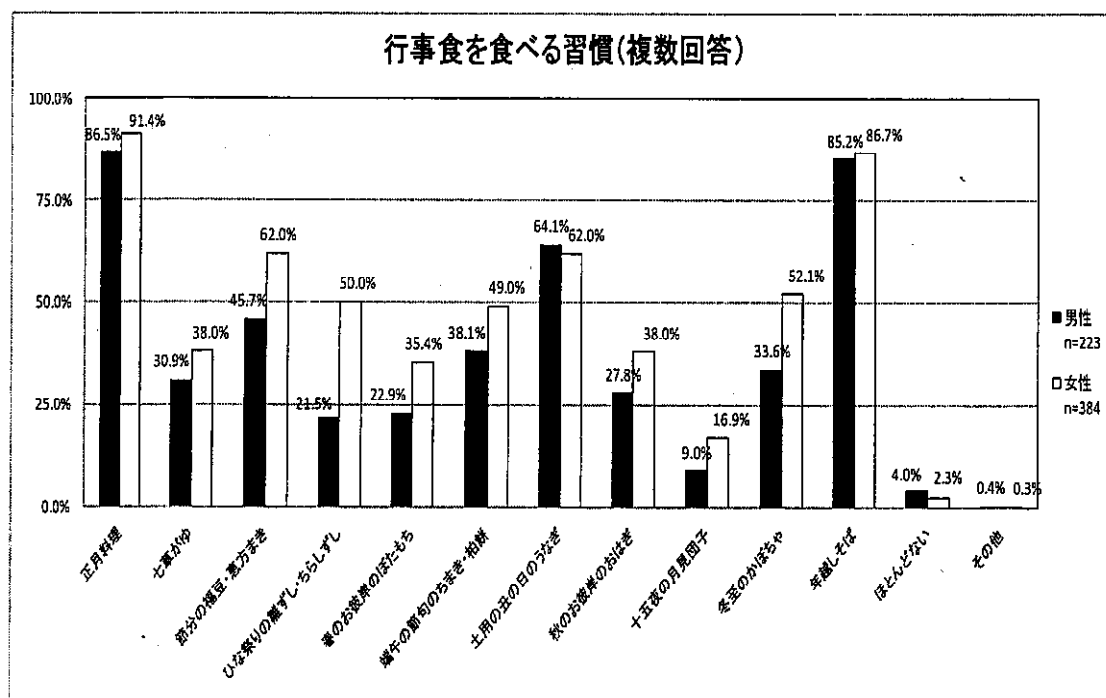
(7) 食べ残しや食品の廃棄が発生していること

食べ残しや食品の廃棄が発生していることについて、「もったいない」と考えている男性は66.8%、女性は74.5%となっています。



(8) 行事食を食べる習慣

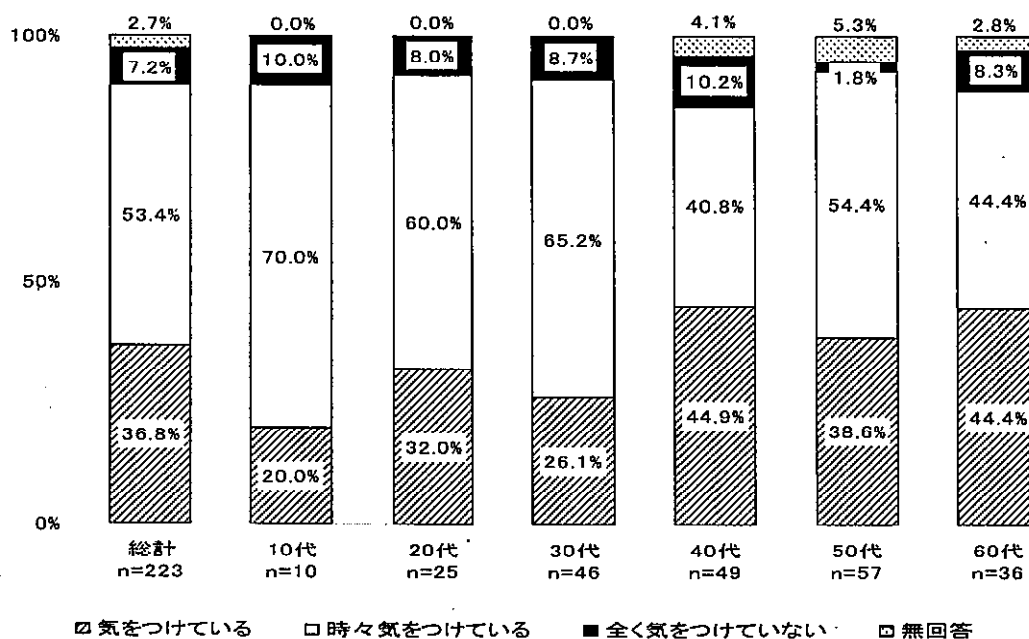
男性では「正月料理」86.5%、「年越しそば」85.2%、「土用の丑の日のうなぎ」64.1%、女性では「正月料理」91.4%、「年越しそば」86.7%、「土用の丑の日のうなぎ」「節分の福豆・恵方まき」62.0%となっております。



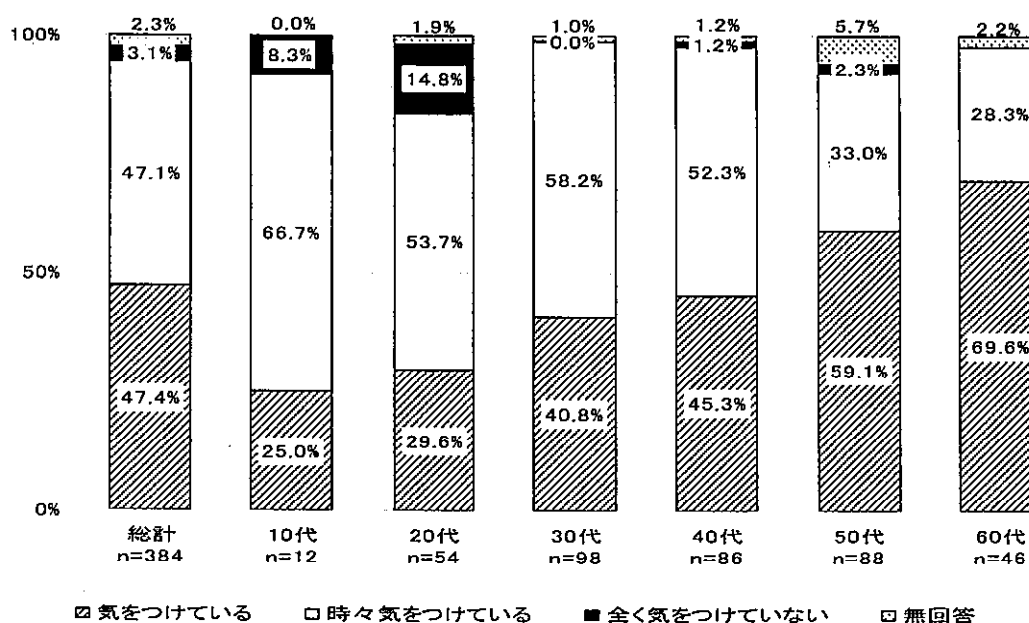
(9) 栄養バランス

栄養バランスに「気をつけている」男性は36.8%、女性は47.4%となっており、女性では年齢が上がるにつれ、栄養バランスに気をつけている人が多くなっています。

栄養バランス <男性 n=223>

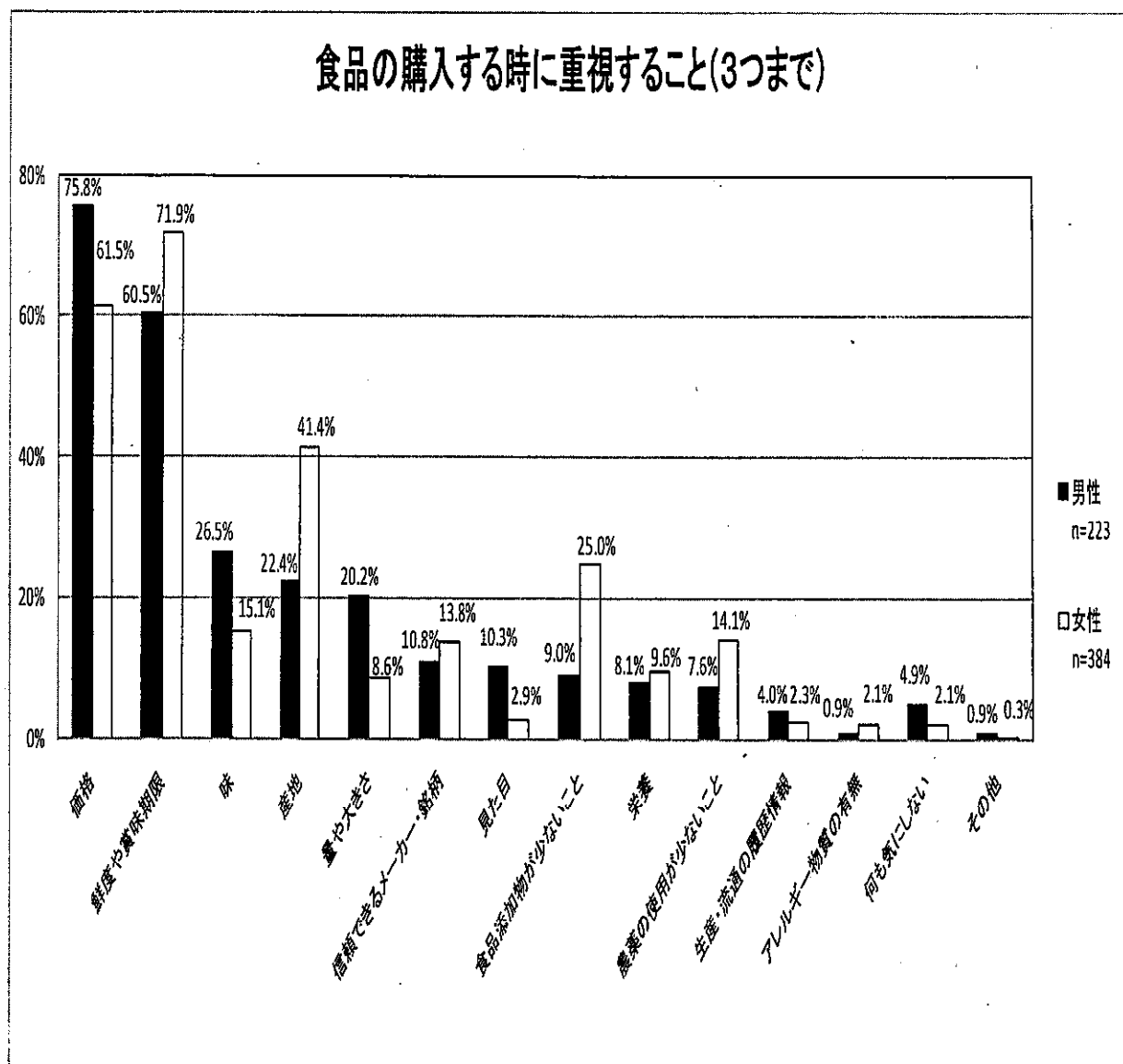


栄養バランス <女性 n=384>



(10) 食品の購入

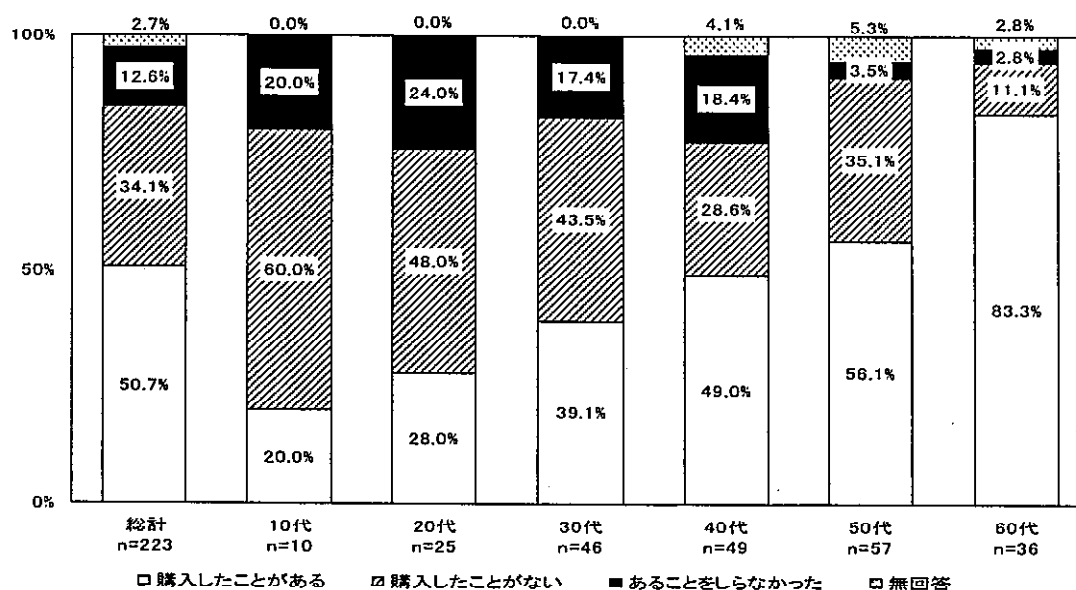
食品を購入するときに重視するのは、男性は「価格」75.8%、「鮮度や賞味期限」60.5%、「味」26.5%、女性は「鮮度や賞味期限」71.9%、「価格」61.5%、「産地」41.4%となっています。



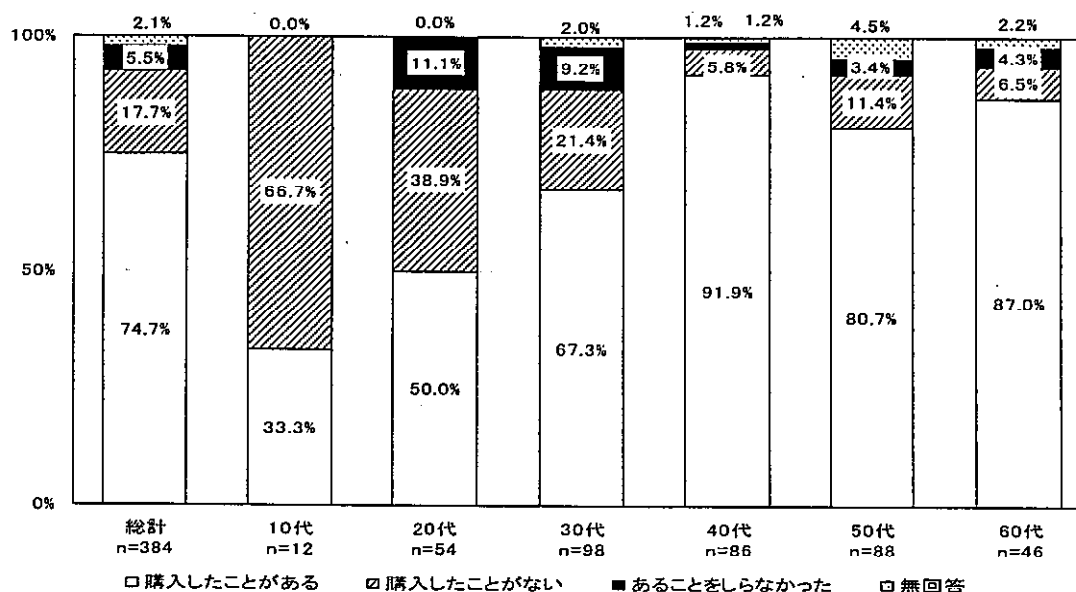
(11) 市内農産物の購入

市内の農産物を「購入したことがある」男性は50.7%、女性は74.7%となっており、男性は年齢が上がるにつれ、購入したことがある人の割合が多くなっています。

狛江市の農産物の購入 <男性 n=223>



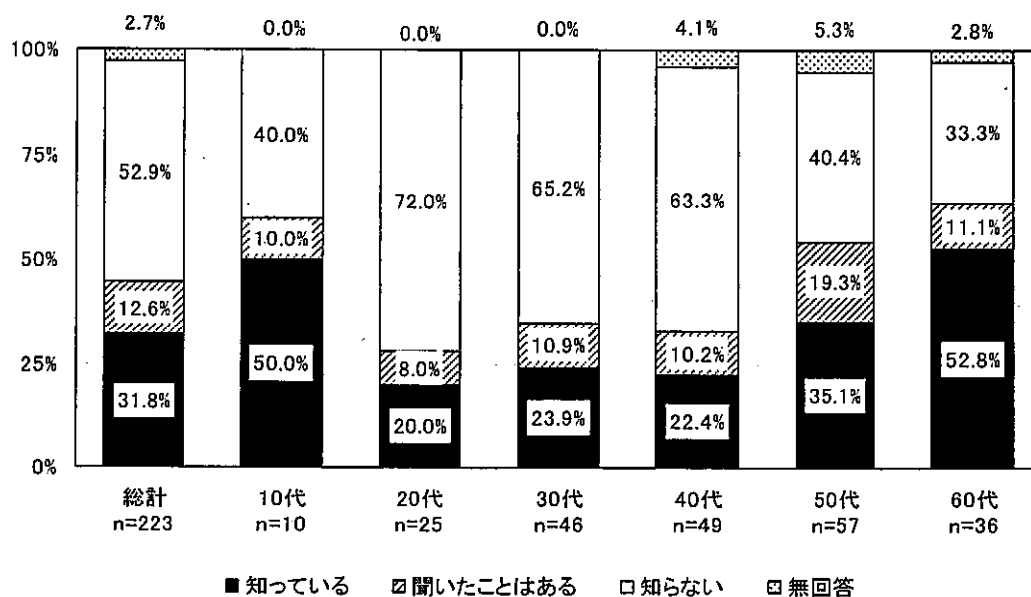
狛江市の農産物の購入 <女性 n=384>



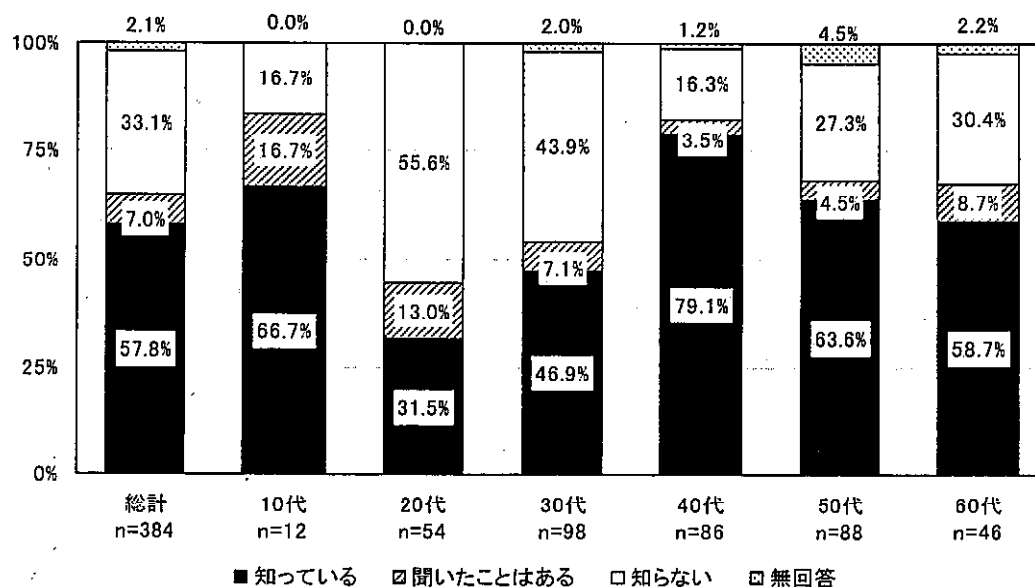
(12) 狛江市の特産物の認知度

狛江市の特産品が枝豆であることを「知っている」「聞いたことはある」男性は44.4%、女性は64.8%となっており、女性の認知度は高くなっています。

狛江市の特産品が枝豆である <男性 n=223>

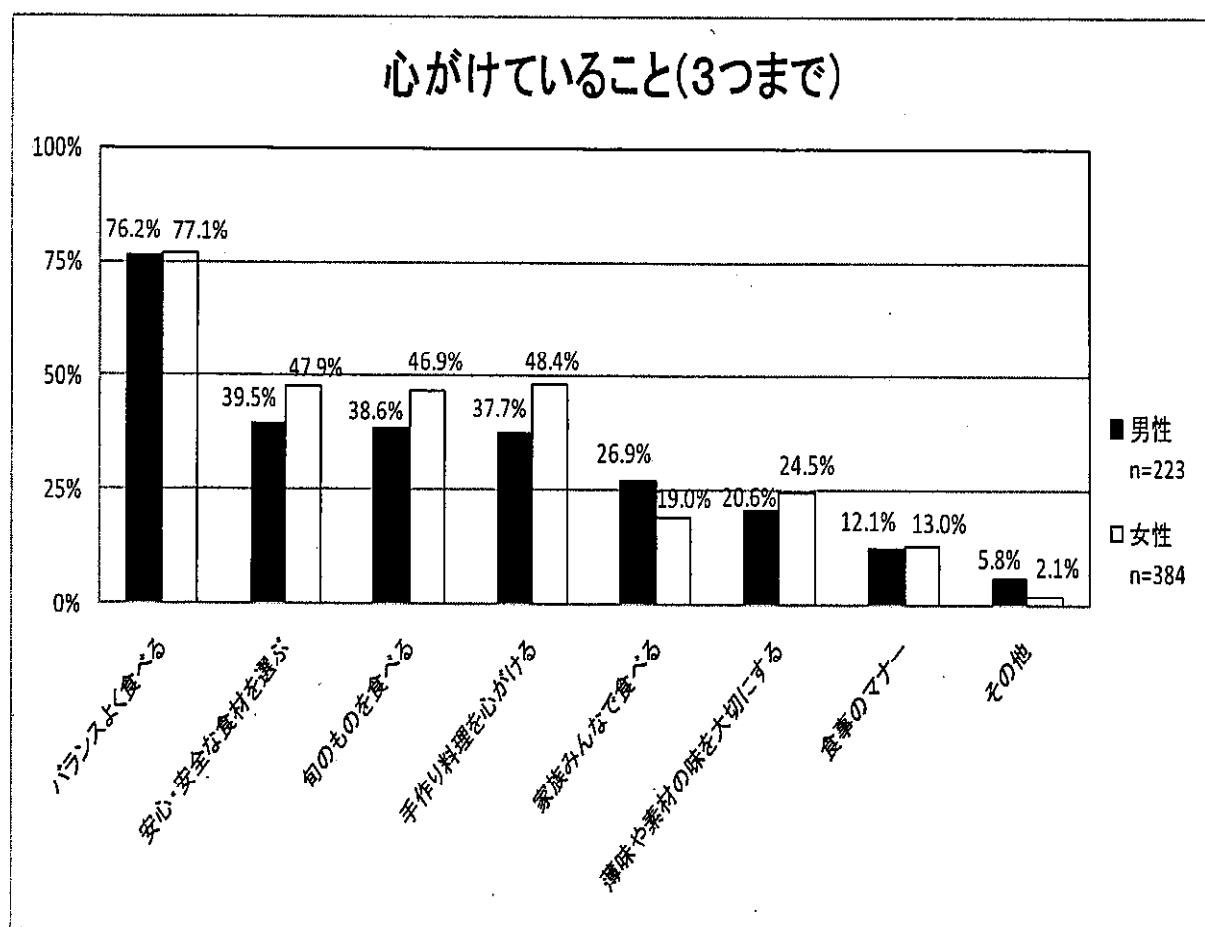


狛江市の特産品が枝豆である <女性 n=384>



(13) 食事や食生活で心がけていること

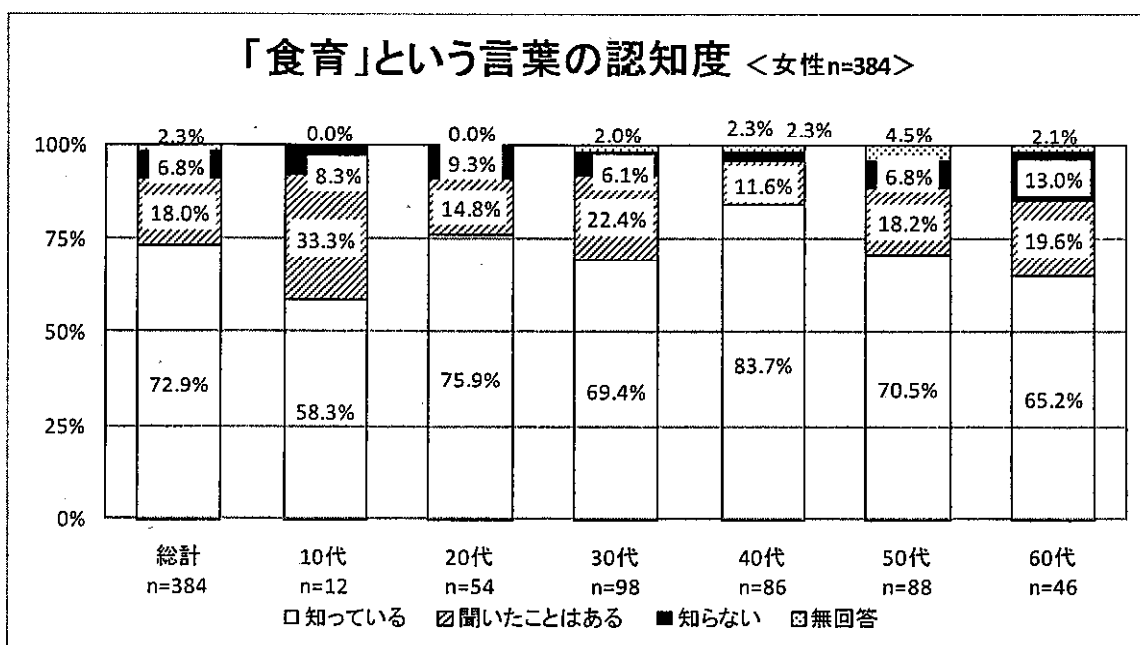
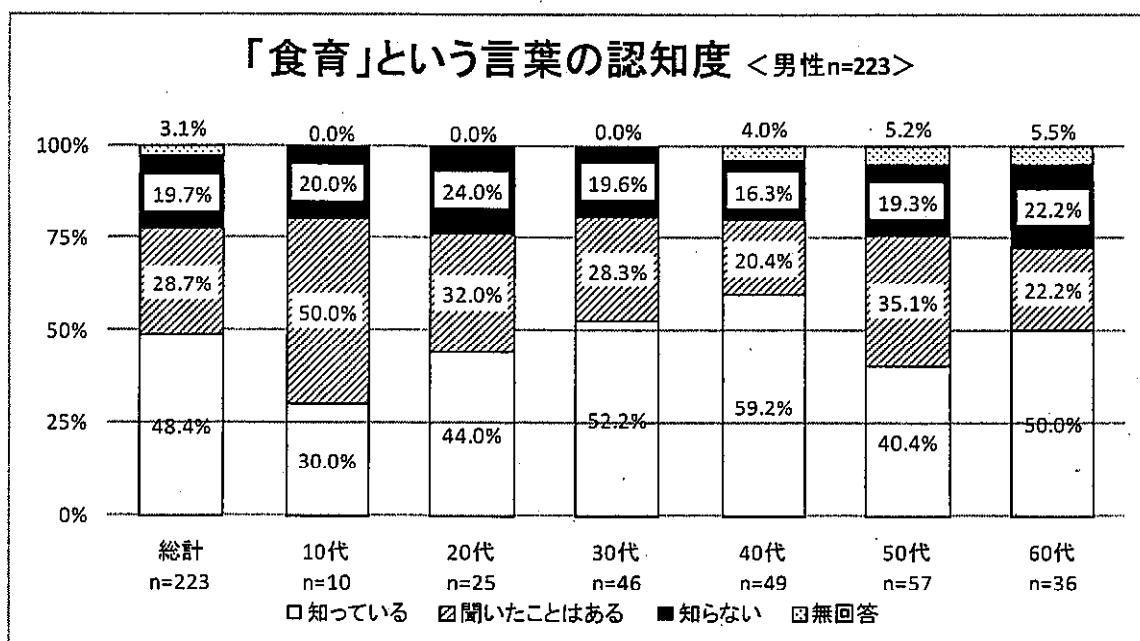
食事や食生活で心がけていることは、男性は「バランスよく食べる」76.2%、「安心・安全な食材を選ぶ」39.5%、「旬のものを食べる」38.6%、女性は「バランスよく食べる」77.1%、「手作り料理を心がける」48.4%、「安心・安全な食材を選ぶ」47.9%となっています。



3 食育について

(1)「食育」という言葉の認知度

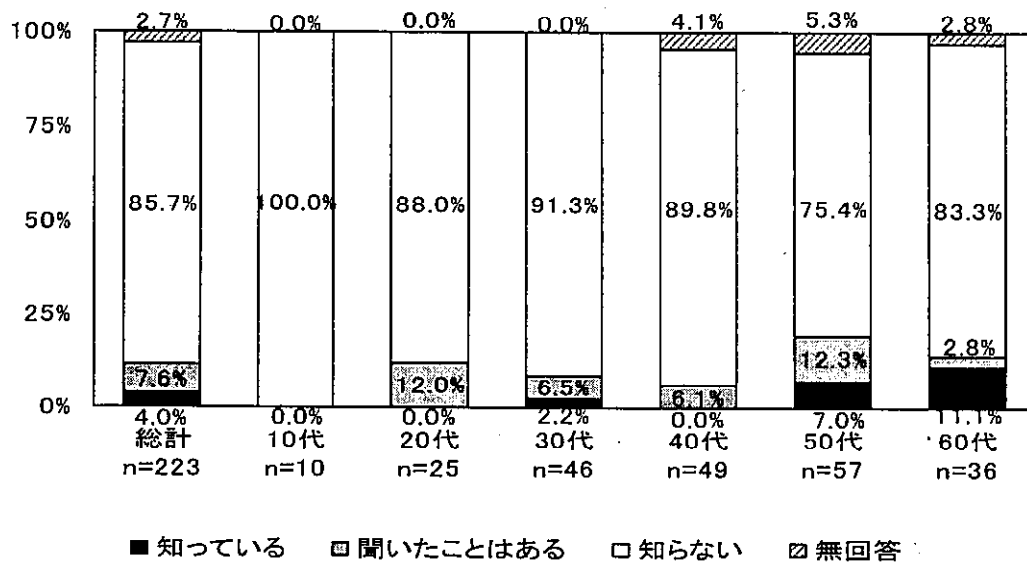
「食育」という言葉を「知っている」「聞いたことはある」男性は77.1%、女性は90.9%となっており、内閣府の調査74.0%（「食育に関する意識調査」（平成20年5月））と比較しても認知度は高い状況にあります。



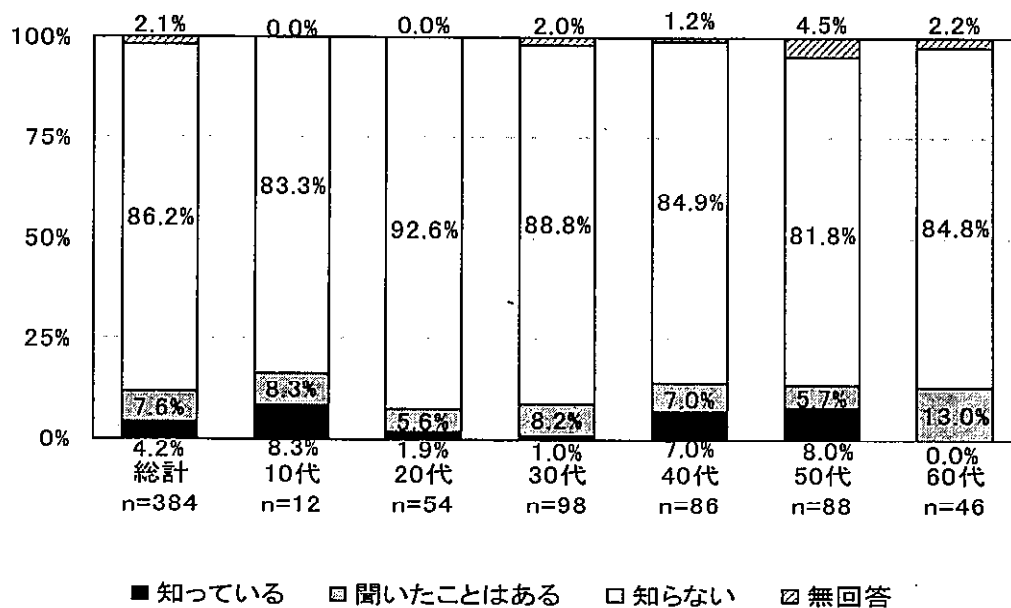
(2)「食育の日」の認知度

「食育の日」を「知っている」「聞いたことはある」男性は11.6%、女性は11.8%と認知度は極めて低くなっています。

「食育の日」の認知度 <男性n=223>



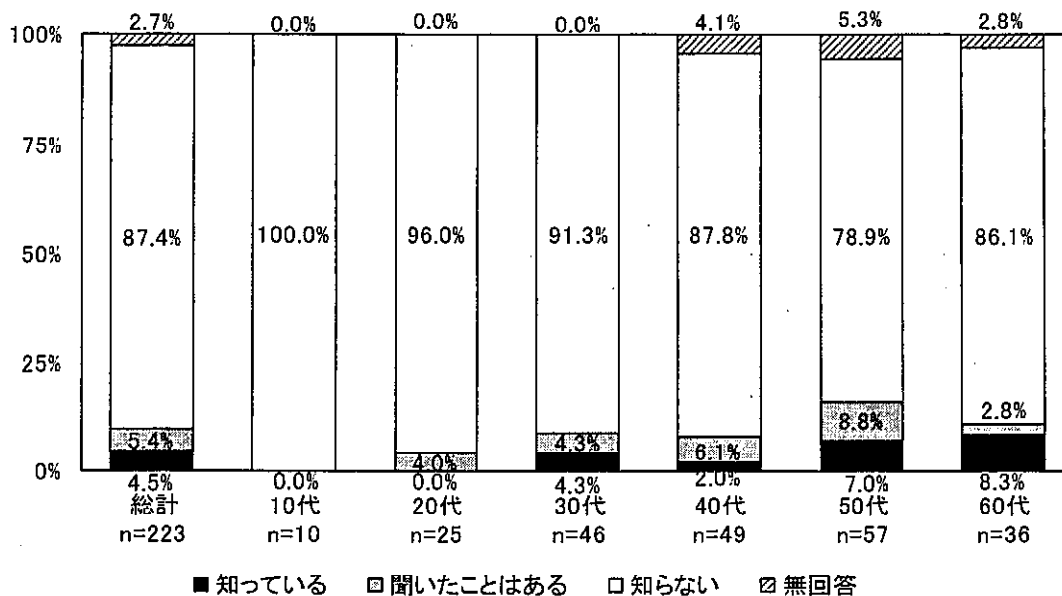
「食育の日」の認知度 <女性n=384>



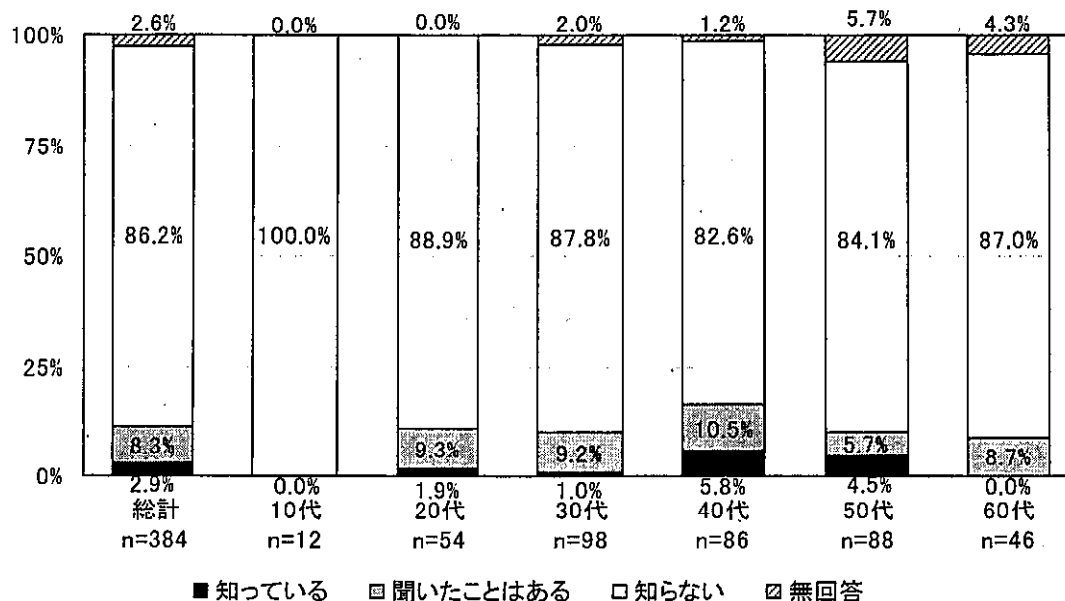
(3)「食育月間（6月）」の認知度

「食育月間（6月）」を「知っている」「聞いたことはある」男性は9.9%、女性は11.2%と認知度は極めて低くなっています。

「食育月間」の認知度 <男性n=223>



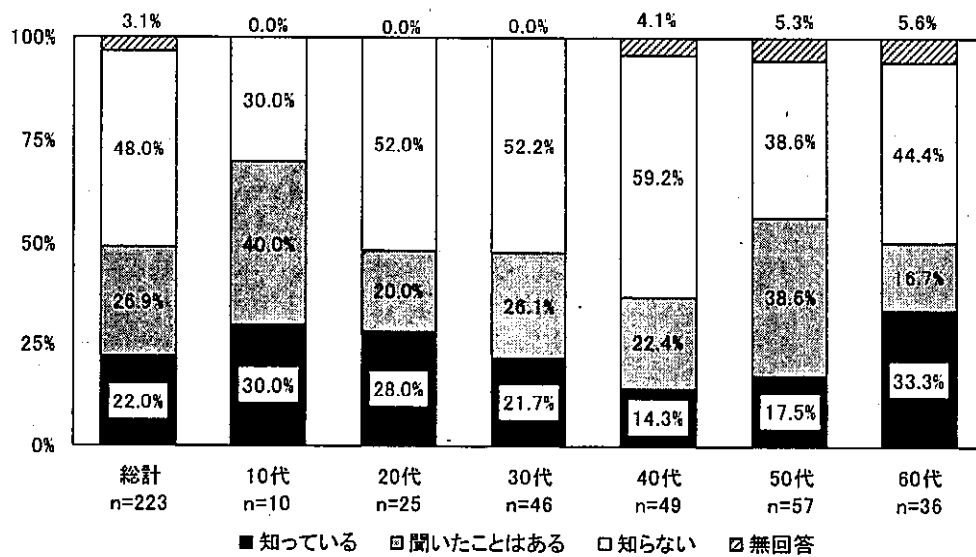
「食育月間」の認知度 <女性n=384>



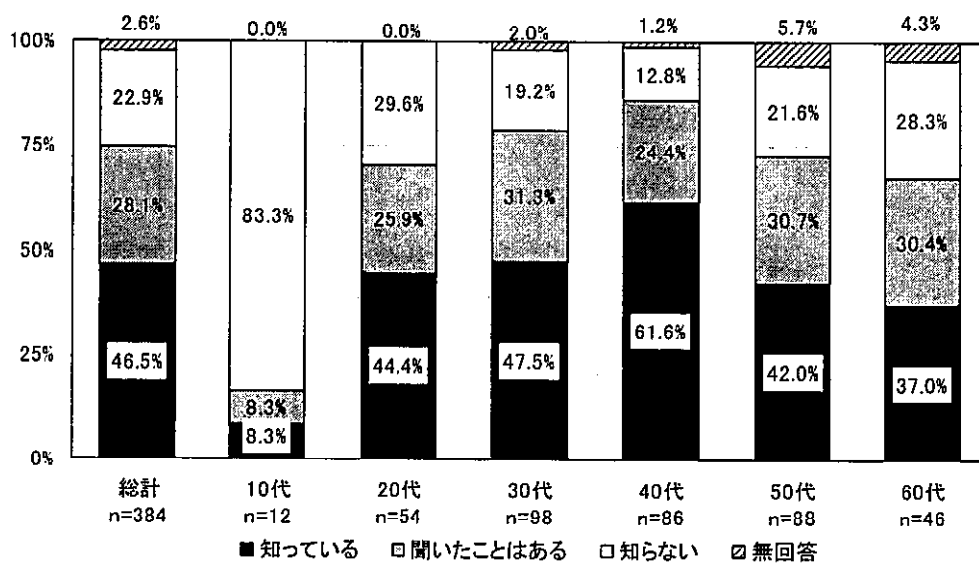
(4) 食事バランスガイドの認知度

食事バランスガイドを「知っている」「聞いたことはある」男性は48.9%、女性は74.6%であり、女性の認知度は高くなっています。

食事バランスガイドの認知度 <男性n=223>



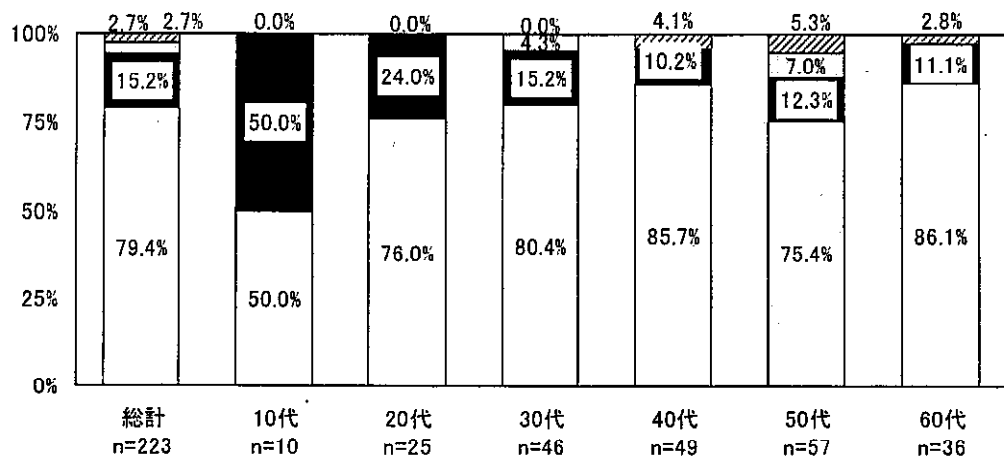
食事バランスガイドの認知度 <女性n=384>



(5) メタボリックシンドロームの認知度

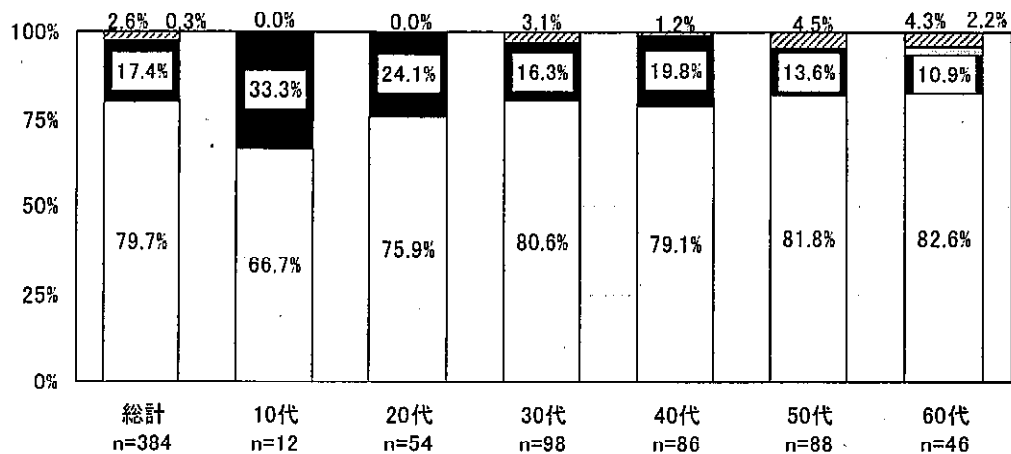
メタボリックシンドロームの「言葉も意味も知っている」男性は79.4%、女性は79.7%となっています。

メタボリックシンドロームの認知度 <男性n=223>



□ 言葉も意味も知っている ■ 言葉は知っているが意味はわからない □ 意味も言葉も知らない ▨ 無回答

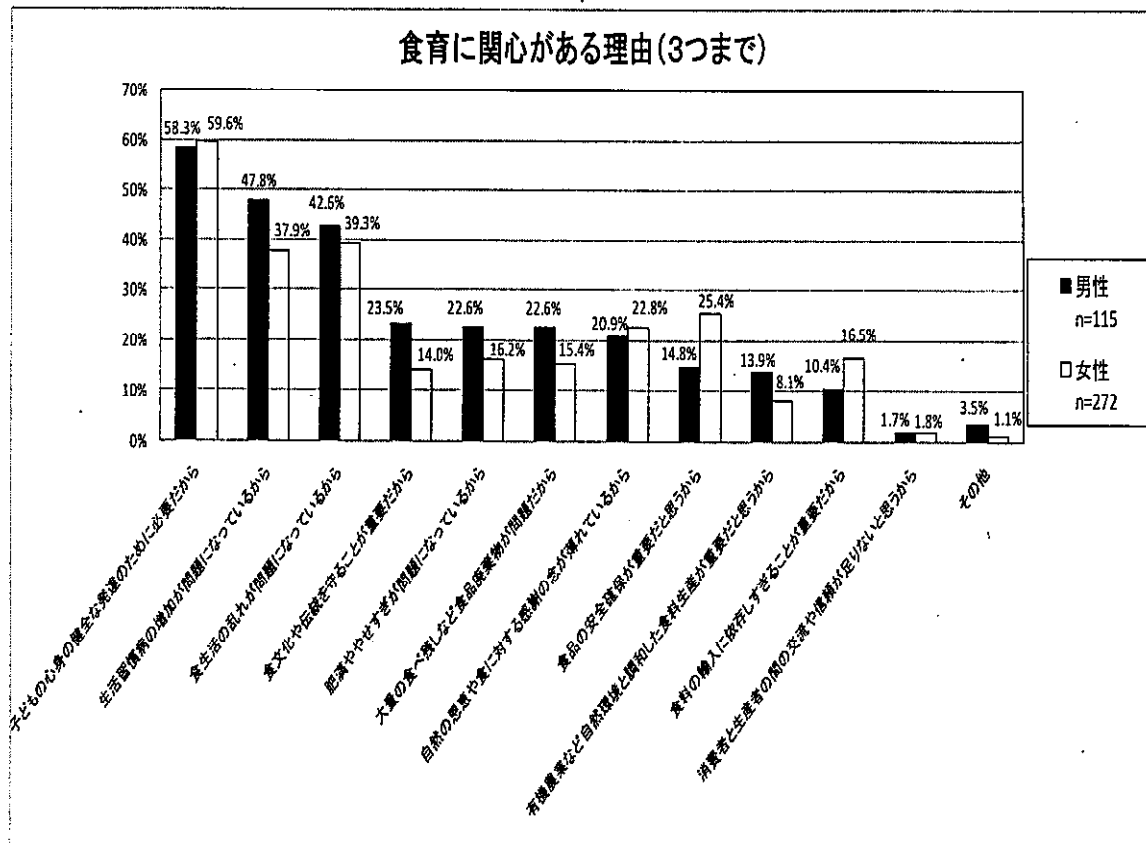
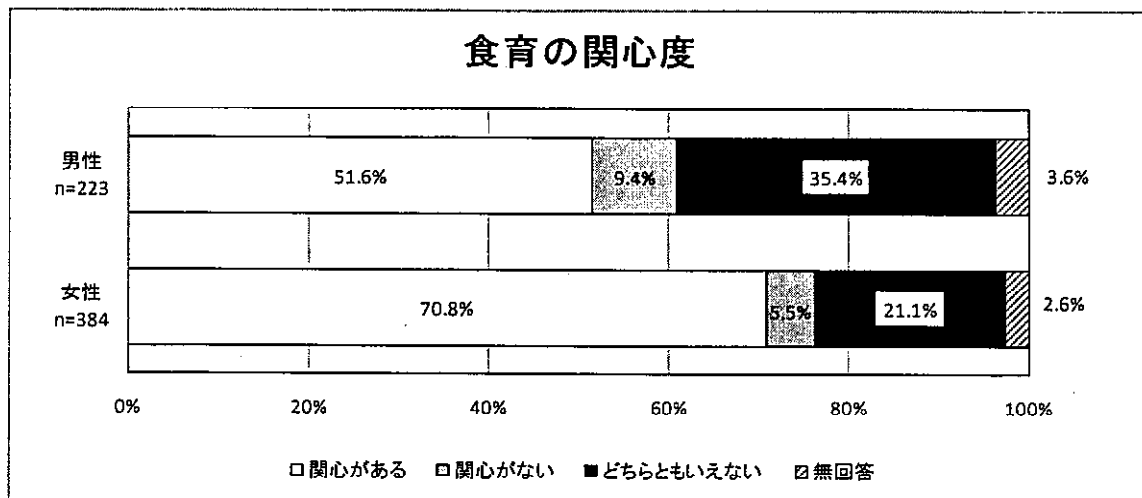
メタボリックシンドロームの認知度 <女性n=384>



□ 言葉も意味も知っている ■ 言葉は知っているが意味はわからない □ 意味も言葉も知らない ▨ 無回答

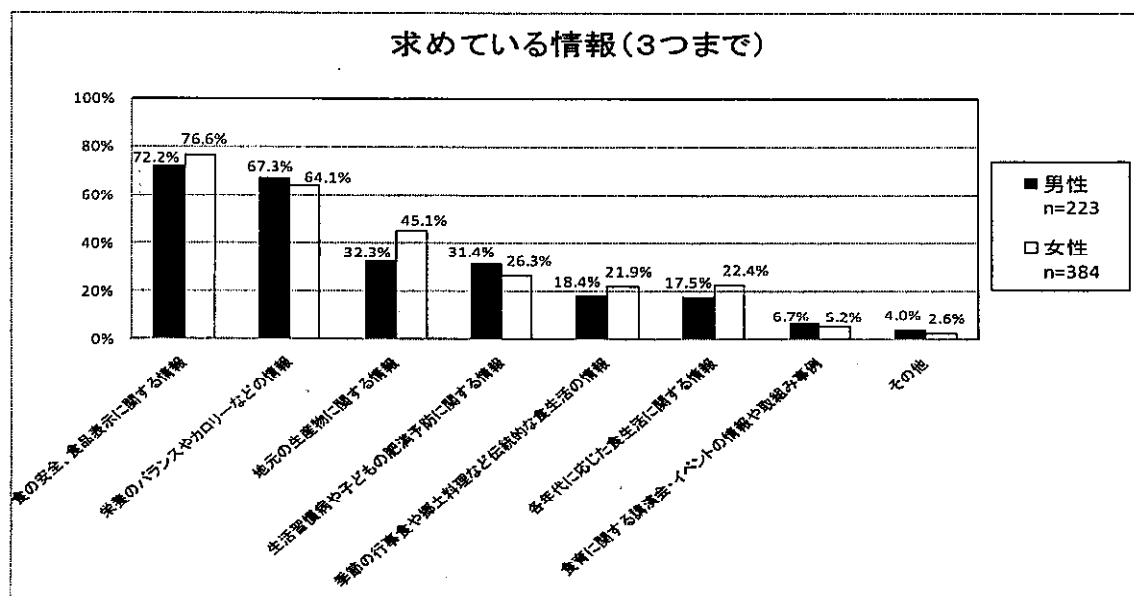
(6) 食育の関心度

食育について、「関心がある」男性は51.6%、女性は70.8%と、女性の関心の高さが伺えます。また、食育に関心がある主な理由としては、「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」「生活習慣病の増加が問題になっているから」「食生活の乱れが問題になっているから」などがあげられます。



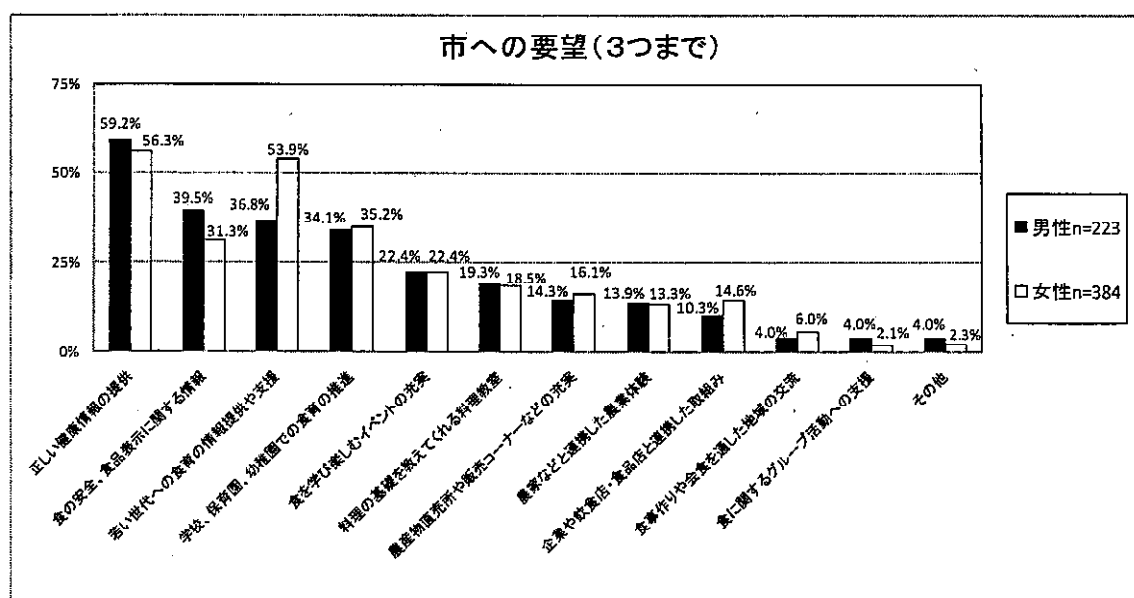
(7) 健康で豊かな食生活を送るために、求めている情報

「食の安全、食品表示に関する情報」、「栄養のバランスやカロリーなどの情報」、「地元の生産物に関する情報」を求めている市民が多くいました。



(8) 狛江市に望んでいること

「正しい健康情報の提供」、「食の安全、食品表示に関する情報」、「若い世代への食育の情報提供や支援」を望んでいる市民が多くいました。



アンケート調査票（15歳以上の市民）

狛江市食育推進計画の策定に向けて 「食育」に関するアンケート調査のご協力のお願い

市民の皆様には、日頃から市政に対してご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国では、平成12年に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」がスタートし、平成17年6月には「食育基本法」が成立しました。

この法律では、食育は、生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けられると共に、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして食育の推進が求められるとされています。

狛江市においても、市民の皆様が健康で豊かな人間性を育むため「食育推進計画」を策定し、食に関する総合的な取組みを進めてまいりたいと考えております。その一環として、今回アンケート調査を実施させていただくことになりました。

アンケート調査は、平成21年7月15日現在の住民基本台帳に掲載されている15歳以上の方の中から1,500名の方を無作為抽出して調査票を送付させていただきました。ご回答いただきました内容につきましては、統計的に処理を行うとともに、調査目的以外には使用いたしません。お手数をおかけしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 21 年 8 月

狛江市長 矢野 裕

<ご記入に際してのお願い>

- 1、封筒の宛名のご本人がお答えください。
- 2、お答えは、「3つまで○」「すべてに○」など指定にあわせて、あてはまる番号を○で囲んでください。指定のないものは「1つに○」をつけてください。
ご記入は黒のボールペンでお願いします。
- 3、ご記入いただいた調査票は同封の封筒に入れ、8月31日（月）までに郵便ポストに入れてください。
- 4、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

狛江市 福祉保健部 健康支援課 健康推進係

担当 植木（うえき）・島田（しまだ）

住 所 狛江市元和泉2-35-1 （あいとぴあセンター内）

電 話 03-3488-1181

FAX 03-3488-9100

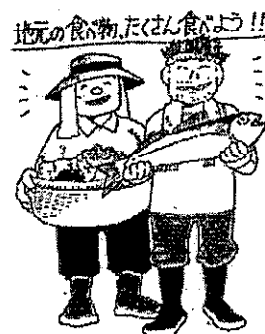
☆ 送付物

- ・「食育」に関するアンケート調査票一式：1部
- ・返信用封筒（切手不要）：1枚

☆ ご回答の返信方法

- ・ご回答いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに投函してください。

平成21年8月31日（月）までに投函をお願いいたします。



「食育」に関する アンケート調査票

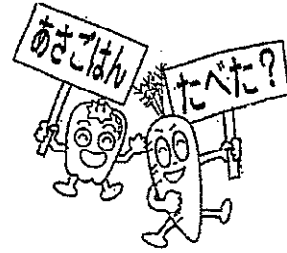
あなたご自身のことについて伺います。

問1 あなたの性別はどちらですか。

- 1 男 2 女

問2 あなたの年齢は何歳ですか。

- 1 15～19歳 2 20～29歳 3 30～39歳
4 40～49歳 5 50～59歳 6 60歳以上



問3 毎日、朝食を摂っていますか。

- 1 毎日食べる 2 週に4～6日食べる 3 週に1～3日食べる 4 食べない

(問3で 2～4 とお答えの方に)

問4 朝食を食べない最も大きな理由は何ですか。

- 1 時間がないから 2 食べる習慣がないから
3 食欲がわかないから 4 朝食が用意されていないから
5 減量(ダイエット)したいから 6 準備するのが面倒だから
7 その他 ()

問5 食事の際に「いただきます」・「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。

- 1 している 2 時々している 3 していない

問6 食事は主に誰と食べていますか。

あてはまる欄に○をつけてください。

	家族と	友人・知人と	ひとりで	その他	食べない
朝 食					
夕 食					

問7 食事では、主に何を食えることが多いですか。

あてはまる欄に○をつけてください。

	朝食	昼食	夕食
主食(ごはん・パン・麺など)			
主菜(肉・魚・卵・大豆製品を使った料理など)			
副菜(野菜・きのこ・海藻を使った料理など)			
汁物(味噌汁・スープなど)			
果物			
乳製品(牛乳・ヨーグルトなど)			
飲み物(ジュース・コーヒーなど)			

問8 毎日お通じ(排便)がありますか。

- 1 1日に1回 2 1日に2回以上 3 2～3日に1回
4 4～6日に1回 5 7日以上に1回

問9 自分の食生活について気になることはありますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 1 好き嫌いが多い・食べるものが偏っている | 9 塩分が多い |
| 2 食欲がない | 10 食物アレルギーがある |
| 3 甘いものが多い（清涼飲料水を含む） | 11 カロリーが多い |
| 4 インスタント食品やレトルト食品が多い | 12 健康食品が多い |
| 5 調理済み食品（お惣菜など）が多い | 13 外食が多い |
| 6 野菜が足りない | 14 カルシウムが不足している |
| 7 欠食など不規則な食生活である | 15 間食が多い |
| 8 夕食の時間が遅い | 16 その他（ ） |

問10 家庭や食品産業において食べ残しや食品の廃棄が発生していることに関して、日頃から「もったいない」と考えたことがありますか。

- 1 考えている 2 時々考えている 3 全く考えていない

問11 栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践・野菜の摂取量を増やす・油の多いものを控えるなど栄養バランスに気をつけていますか。

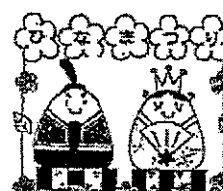
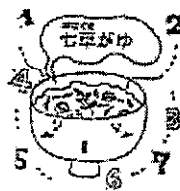
- 1 気をつけている 2 時々気をつけている 3 全く気をつけていない

※ 日本型食生活とは、米を中心に魚・肉・野菜・海藻など多様な副食から構成され栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多く取り入れること。

問12 季節ごとに次のような行事食を食べる習慣がありますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1 雑煮やおせち料理など正月料理（1月） | 8 秋のお彼岸のおはぎ（9月） |
| 2 七草がゆ（1月） | 9 十五夜の月見団子（9月） |
| 3 節分の福豆・恵方まき（2月） | 10 冬至のかぼちゃ（12月） |
| 4 ひな祭りの雛ずし・ちらしずし（3月） | 11 年越しそば（12月） |
| 5 春のお彼岸のぼたもち（3月） | 12 ほとんどない |
| 6 端午の節句のちまき・柏餅（5月） | 13 その他（ ） |
| 7 土用の丑の日のうなぎ（7月） | |



問13 狛江市の農産物を直売所などで購入したことがありますか。

- 1 購入したことがある 2 購入したことがない 3 あることを知らなかった

問14 狛江市の特産品が枝豆と知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問15 あなたは「食育」という言葉を知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問16 毎月19日が「食育の日」ということを知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問17 毎年6月が食育月間であるということを知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問18 食事バランスガイドを知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない



問19 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の言葉や意味を知っていますか。

- 1 言葉も意味も知っている 2 言葉は知っているが意味はわからない
3 言葉も意味も知らない

※ メタボリックシンドロームとは、腹囲が男性は85cm以上、女性は90cm以上で、
高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。

問20 「食育」について関心がありますか。

- 1 関心がある 2 関心がない 3 どちらともいえない
(問20で「1」とお答えの方は 問21へ)
(問20で「2・3」とお答えの方は 問22へ)

問21 「食育」に関心がある理由は何ですか。

次の中からあてはまるもの3つまで○をつけてください。

- 1 子どもの心身の健全な発育のために必要だから
- 2 食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事など）が問題になっているから
- 3 肥満ややせすぎが問題になっているから
- 4 生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加が問題になっているから
- 5 食品の安全確保が重要だと思うから
- 6 食文化や伝統を守ることが重要だから
- 7 食料の輸入に依存しすぎることが問題だから
- 8 消費者と生産者の間の交流や信頼が足りないと思うから
- 9 有機農業など自然環境と調和した食料生産が重要と思うから
- 10 大量の食べ残しなど食品廃棄物が問題だから
- 11 自然の恩恵や食に対する感謝の念が薄れているから
- 12 その他 ()

問22 食品を購入するときに何を重視しますか。

次の中からあてはまるもの3つまで○をつけてください。

- | | | |
|-----------|----------------|----------------|
| 1 価格 | 6 見た目 | 11 農薬の使用が少ないこと |
| 2 鮮度や賞味期限 | 7 味 | 12 生産・流通の履歴情報 |
| 3 量や大きさ | 8 信用できるメーカー・銘柄 | (トレーサビリティ) |
| 4 産地 | 9 食品添加物が少ないこと | 13 何も気にしない |
| 5 栄養 | 10 アレルギー物質の有無 | 14 その他 () |

問23 食事や食生活について、どのようなことを心がけていますか。

次の中からあてはまるもの3つまで○をつけてください。

- | | | |
|--------------|-----------------|---------------|
| 1 バランスよく食べる | 4 旬のものを食べる | 7 安心・安全な食材を選ぶ |
| 2 手作り料理を心がける | 5 食事のマナー | 8 その他 () |
| 3 家族みんなで食べる | 6 薄味や素材の味を大切にする | |

問24 健康で豊かな食生活を送るために、どのような情報を望みますか。

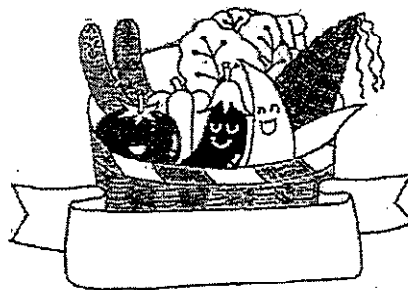
次の中からあてはまるもの3つまで○をつけてください。

- 1 栄養のバランスやカロリーなどの情報
- 2 食の安全、食品表示に関する情報
- 3 妊産婦、乳幼児から高齢者まで、各年代に応じた食生活に関する情報
- 4 生活習慣病や子どもの肥満予防に関する情報
- 5 食育に関する講演会・イベントの情報や取組み事例
- 6 地元の生産物に関する情報
- 7 季節の行事食や郷土料理など伝統的な食生活の情報
- 8 その他 ()

問25 今後、食育を推進するために、狛江市に何を望みますか。

次の中からあてはまるもの3つまで○をつけてください。

- 1 正しい健康情報の提供
- 2 食品の安全・安心に関する情報提供
- 3 若い世代への食育の情報提供や支援
- 4 学校、保育園、幼稚園での食育の推進
- 5 食を学び楽しむイベントの充実
- 6 料理の基礎を教えてくれる料理教室
- 7 農産物直売所や販売コーナーなどの充実
- 8 農家などと連携した農業体験
- 9 企業や飲食店・食品店と連携した取組み
- 10 食事作りや会食を通じた地域の交流
- 11 食に関するグループ活動への支援
- 12 その他 ()



ご協力ありがとうございました。

3 狛江市立小学校、中学校の食育アンケート調査

3-1 調査概要

1 調査の目的

本調査は、「狛江市食育推進計画」を策定するにあたって、狛江市立小学生・中学生を対象に、食生活や食文化、食育に対する意識などを把握することを目的に実施したものです。

2 調査の概要

(1) 調査対象：狛江市立小学4年生、中学2年生

(2) 調査期間：平成21年10月

(3) 調査方法：狛江市立小学校6校、中学校4校に配布し、回収

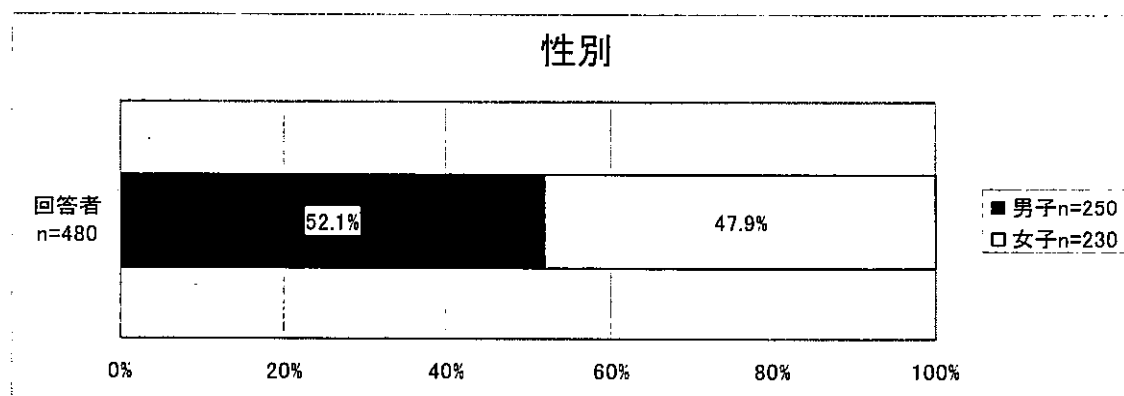
(4) 配布・回収状況

	配布数（名）	回収数（名）	回収率（％）
小学校	498	480	96.4
中学校	381	333	87.4

3-2 調査結果 <小学生>

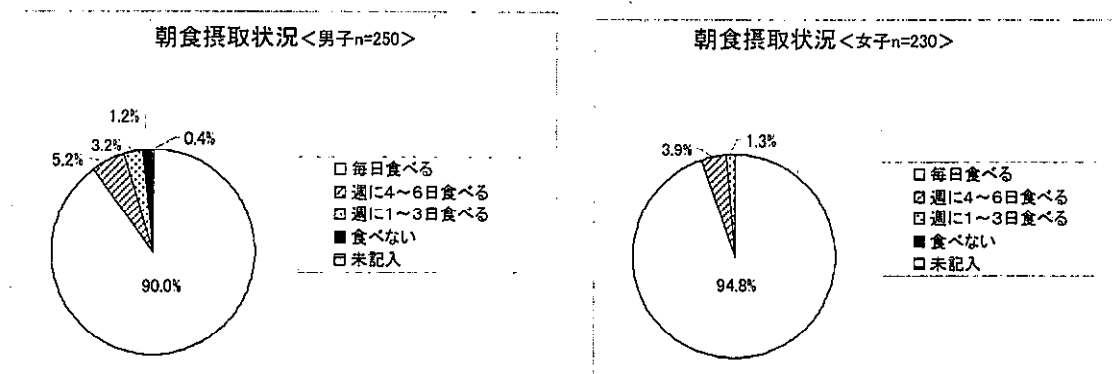
1 回答者について

(1) 性別



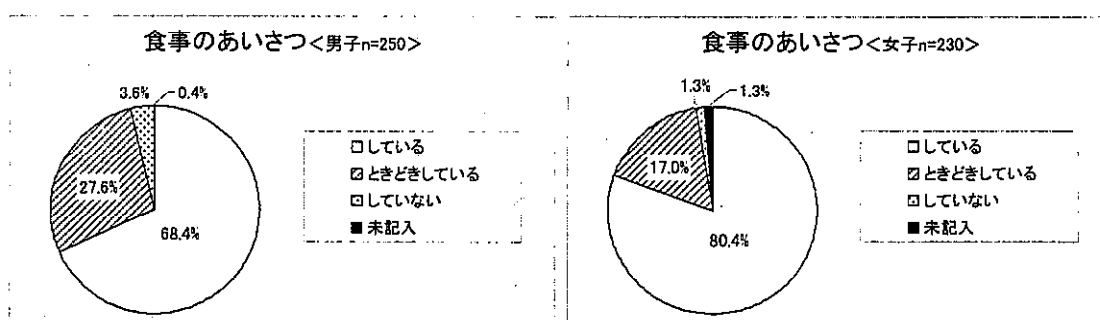
(2) 朝食の摂取状況

朝食を毎日食べる人の割合は、男子 90.0%、女子 94.8%とほとんどの人が毎日食べています。



(3) 食事のあいさつ（「いただきます」・「ごちそうさま」）

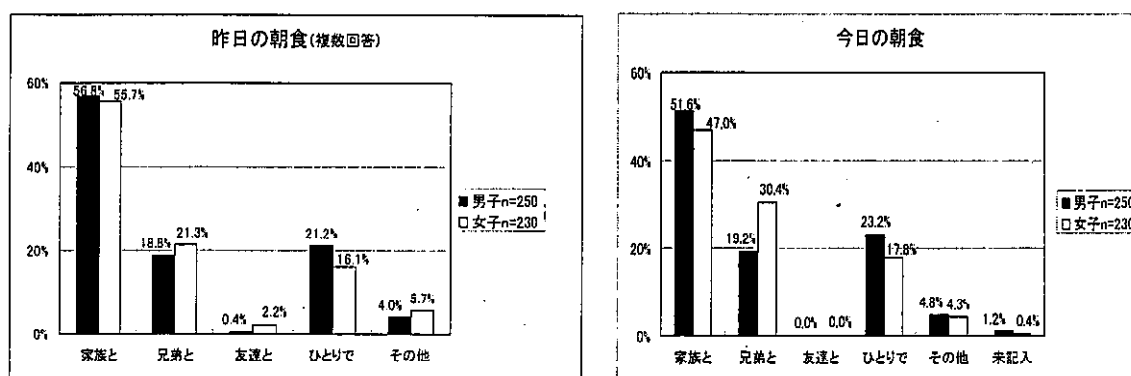
男子 96.0%、女子 97.4%の人があいさつをして食べていました。



(4) 食事を一緒に食べる人は？

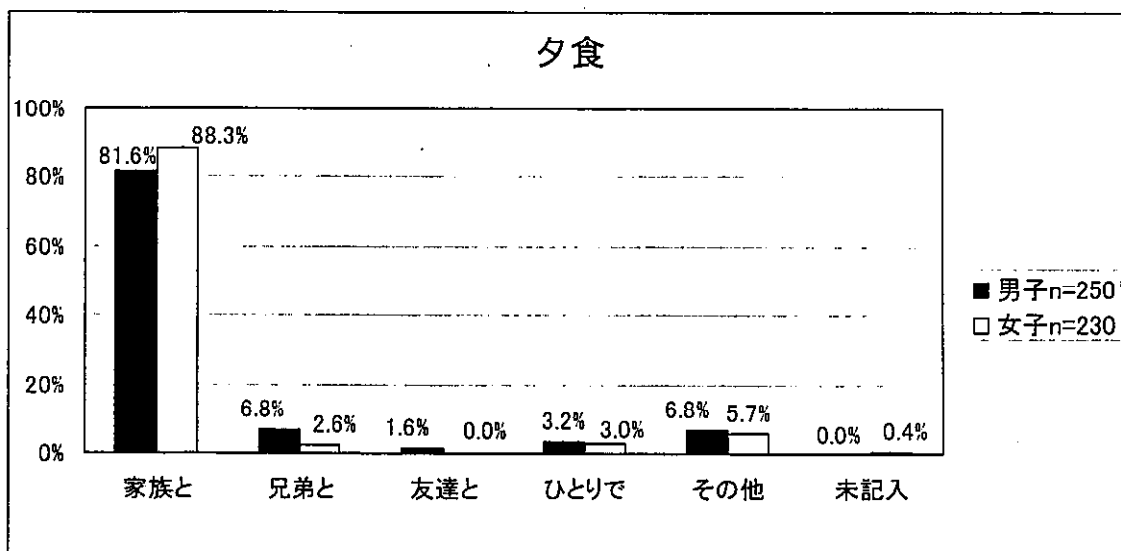
<朝食>

男子、女子ともに「家族と」朝食を一緒に食べているが最も多く、次いで「兄弟と」「ひとりで」食べているでした。



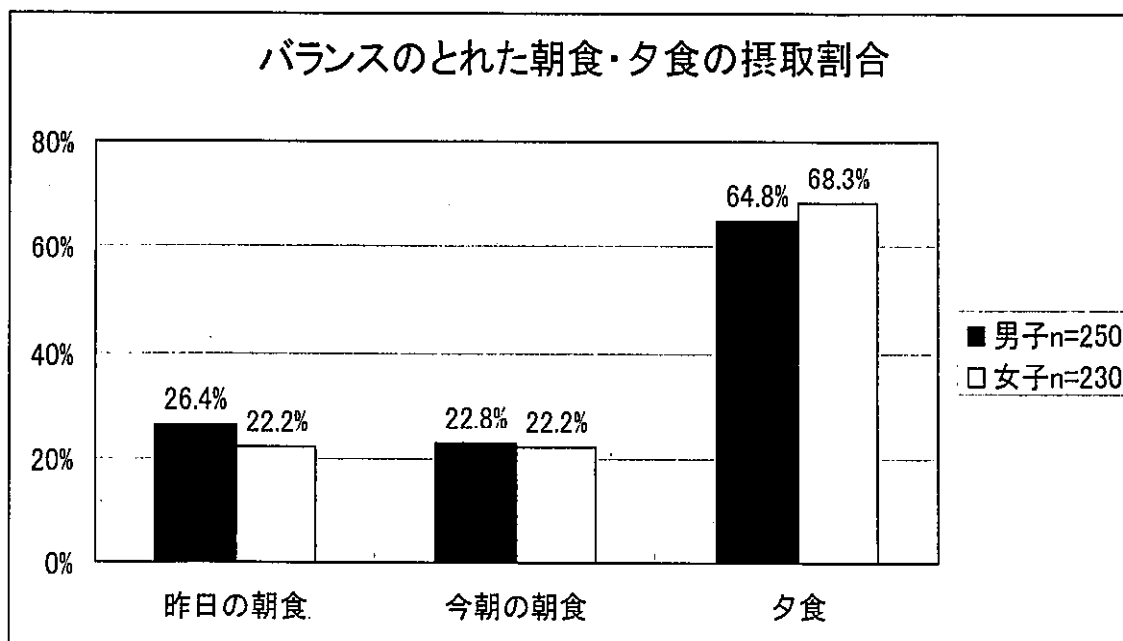
<夕食>

男子81.6%、女子88.3%が「家族と」夕食を一緒に食べていました。



(5) 食事内容

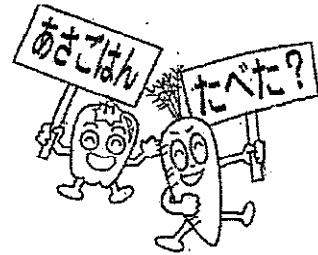
「主食+主菜+副菜または汁物」のそろった「朝食」をとっている2日間の平均は男子24.6%、女子22.2%、「夕食」をとっている男子は64.8%、女子は68.3%となっています。



アンケート調査票（小学生）



アンケート調査票



あなたのことについてお聞きます。

問1 あなたの性別はどちらですか。

男		女	
---	--	---	--

問2 毎日、朝ごはんを食べていますか。

毎日食べる		週に4～6日食べる	
週に1～3日食べる		食べない	

問3 食事の時に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。

している		ときどきしている	
していない			



問4 食事は誰と食べていますか。あてはまるものに○をつけてください。

	家族と	兄弟と	友達と	ひとりで	その他
昨日の朝ごはん					
昨日の昼ごはん					
昨日の夕ごはん					
今日の朝ごはん					

問5 食事では、何を食べましたか。あてはまるもの全部に○をつけてください。

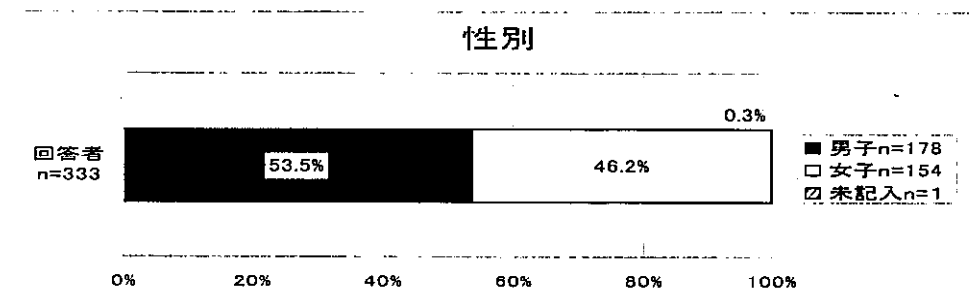
料理	昨日の朝ごはん	昨日の昼ごはん	昨日の夕ごはん	今日の朝ごはん
ごはん・パン・めん・シリアルなど				
肉（ハンバーグ・唐揚げ・焼肉など）				
魚（焼き魚・煮魚・蒸し魚など）				
卵（卵焼き・目玉焼き・オムレツなど）				
納豆・豆腐（マーボー豆腐など）				
野菜（サラダ・炒め物・煮物など）				
味噌汁				
スープ（コンソメ・クリームなど）				
果物				
乳製品（牛乳・ヨーグルトなど）				
ジュース・炭酸飲料など				
その他				

ありがとうございました。

3-3 調査結果 <中学生>

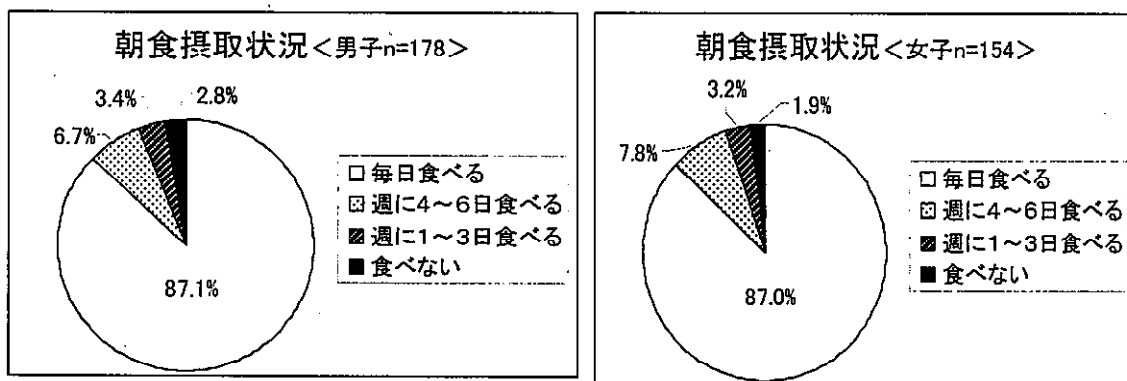
1 回答者について

(1) 性別



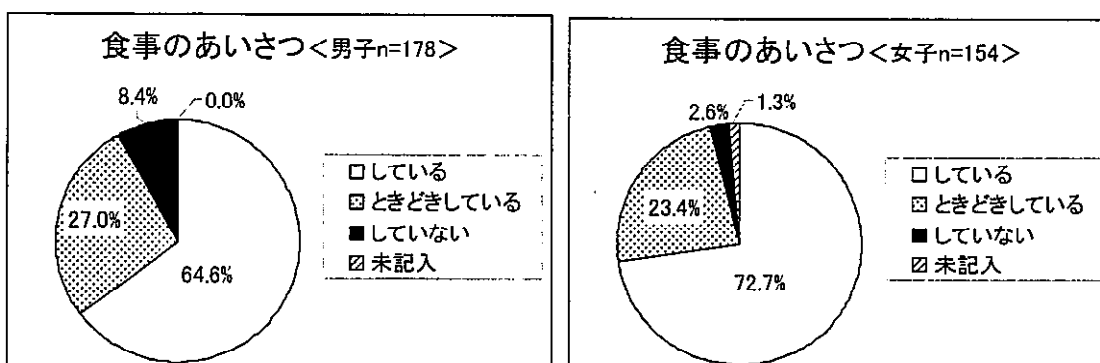
(2) 朝食の摂取状況

朝食を毎日食べる人の割合は、男子 87.1%、女子 87.0%と多くなっています。



(3) 食事のあいさつ（「いただきます」・「ごちそうさま」）

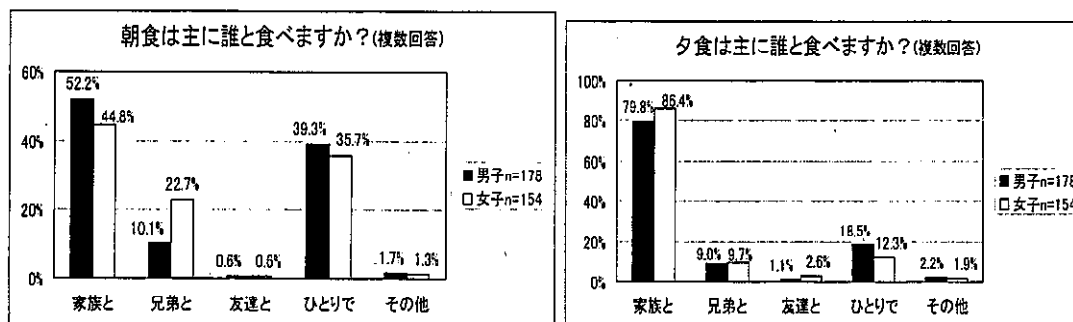
食事のあいさつをしている男子は 64.6%、女子は 72.7%と、女子の方があいさつをして食べていました。



(4) 食事を一緒に食べる人は？

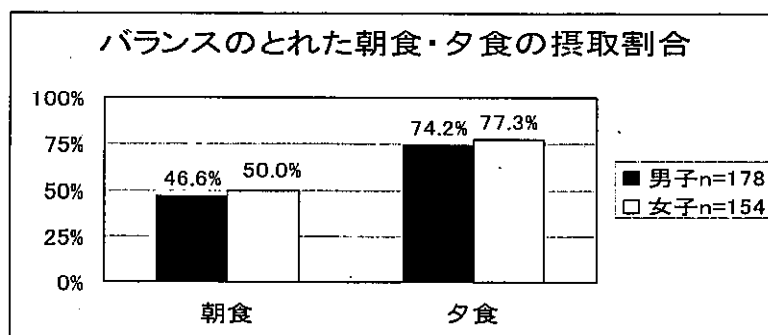
朝食は、男子・女子ともに「家族と」一緒に食べているが最も多く、次いで「ひとりで」食べているが多くなっています。

夕食は、男子・女子ともに「家族と」一緒に食べているが最も多く、「ひとりで」食べている男子・女子もいます。



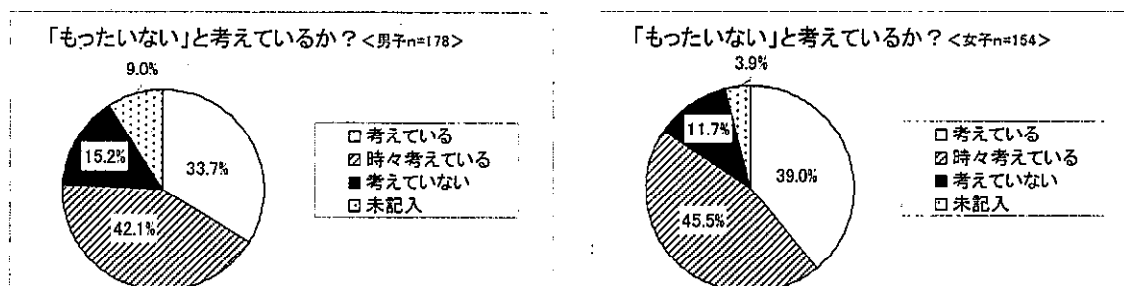
(5) 食事内容

「主食＋主菜＋副菜または汁物」のそろった「朝食」をとっている男子は 46.6%、女子は 50.0%、「夕食」をとっている男子は 74.2%、女子は 77.3%となっています。



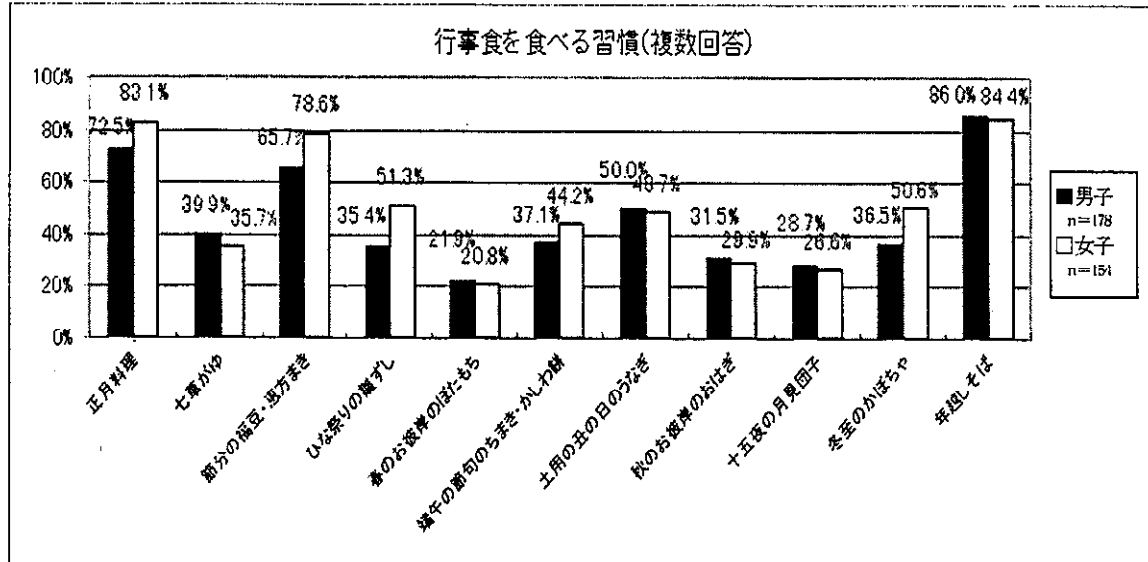
(6) 食べ残しや食品の廃棄について～「もったいない」と考えているか？～

男子・女子ともに、「時々考えている」が最も多いです。



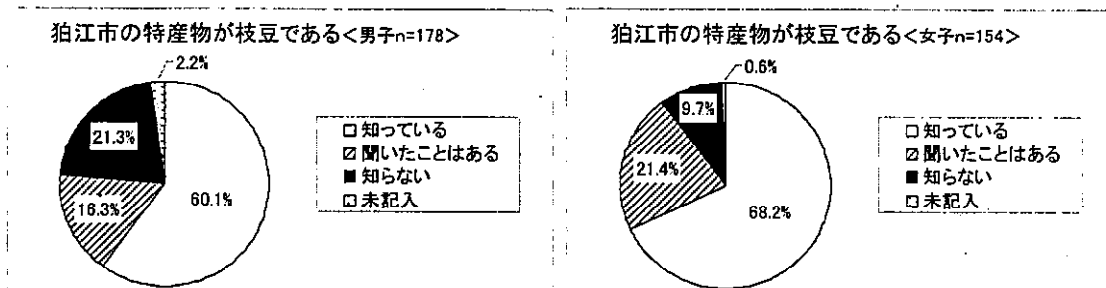
(7) 行事食を食べる習慣

男子・女子ともに、「年越しそば」「正月料理」「節分の福豆・恵方まき」の順に、行事食を食べています。



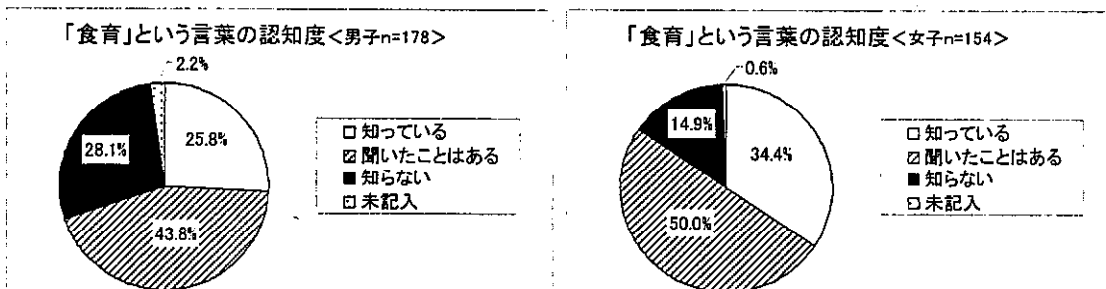
(8) 狛江市の特産物の認知度

男子と女子を比べると、女子の認知度が高いことがわかります。



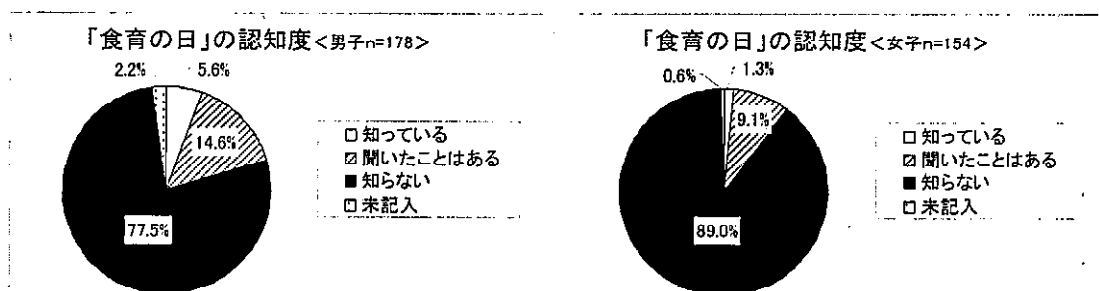
(9) 「食育」という言葉の認知度

男子・女子とも「食育」という言葉を「聞いたことがある」が最も多いです。



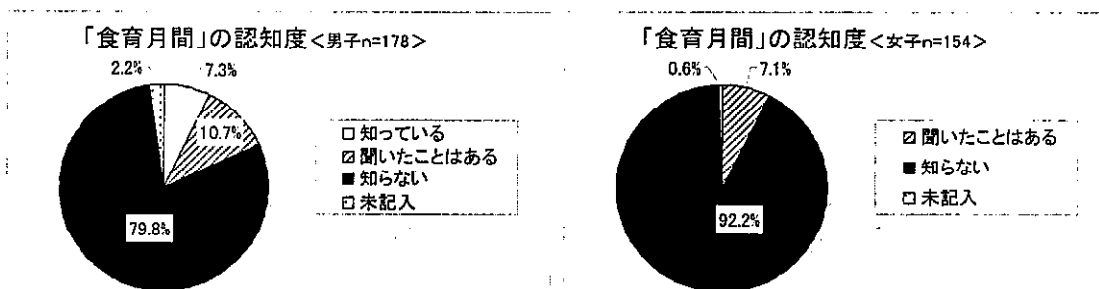
(10)「食育の日」の認知度

「知らない」と回答した男子・女子が最も多く、認知度が低いことがわかります。



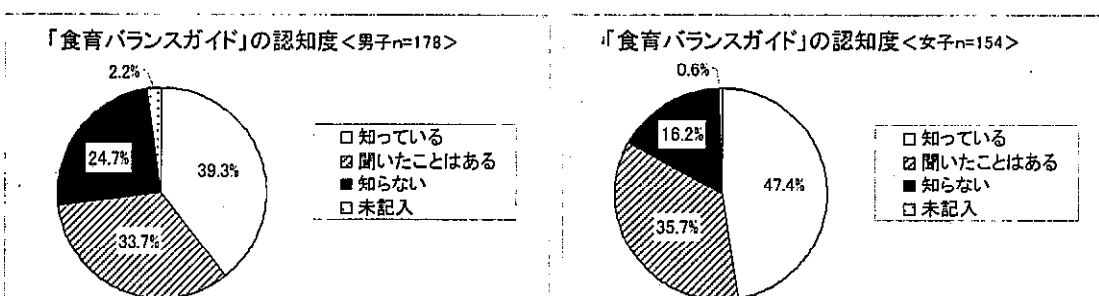
(11)「食育月間（6月）」の認知度

「知らない」と回答した男子・女子が最も多く、認知度が低いことがわかります。



(12) 食事バランスガイドの認知度

男子と女子を比べると、女子の認知度が高いことがわかります。



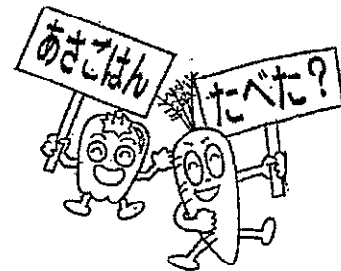
アンケート調査票（中学生）

アンケート調査票

あなたのことについてお聞きます。

問1 あなたの性別はどちらですか。

男		女	
---	--	---	--



問2 毎日、朝ごはんを食べていますか。

毎日食べる		週に4～6日食べる	
週に1～3日食べる		食べない	

問3 食事の時に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。

している		ときどきしている	
していない			

問4 食事は主に誰と食べますか。あてはまるものに○をつけてください。

	家族と	兄弟と	友達と	ひとりで	その他
朝ごはん					
昼ごはん					
夕ごはん					

問5 食事では、主に何を食えることが多いですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

	朝ごはん	昼ごはん	夕ごはん
ごはん・パン・めん・シリアルなど			
肉（からあげ・焼肉など）			
魚（焼き魚・煮魚など）			
卵（目玉焼き・卵焼きなど）			
納豆・豆腐（マーボー豆腐など）			
野菜（サラダ・煮物など）			
味噌汁			
スープ（コンソメ・クリームなど）			
果物			
乳製品（牛乳・ヨーグルトなど）			
ジュース・炭酸飲料など			
その他（ ）			

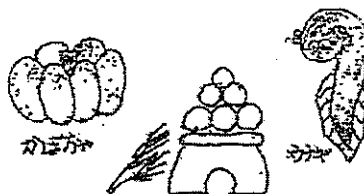
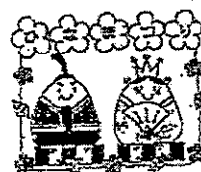
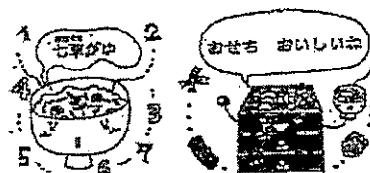
問6 家庭において食べ残しやコンビニなどで食品が捨てられていることに関して、「もったいない」と考えることがありますか。

- 1 考えている 2 時々考えている 3 考えていない

問7 季節ごとに次のような行事食を食べる習慣がありますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

正月の雑煮やおせち料理など（1月）	
七草がゆ（1月）	
節分の福豆・恵方まき（2月）	
ひな祭りの雛ずし（3月）	
春のお彼岸のぼたもち（3月）	
端午の節句のちまき・かしわ餅（5月）	
土用の丑の日のうなぎ（7月）	
秋のお彼岸のおはぎ（9月）	
十五夜の月見団子（9月）	
冬至のかぼちゃ（12月）	
年越しそば（12月）	



問8 狛江市の特産品が枝豆と知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問9 あなたは「食育」という言葉を知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問10 毎月19日が「食育の日」ということを知っていますか。

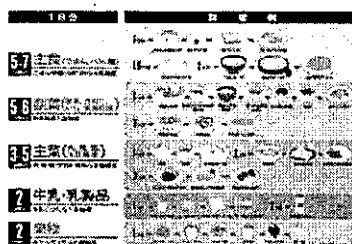
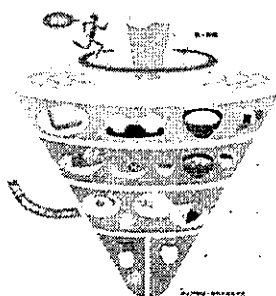
- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問11 毎年6月が食育月間であることを知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない

問12 食事バランスガイドを知っていますか。

- 1 知っている 2 聞いたことはある 3 知らない



4 狛江市食育推進検討委員会要綱

狛江市食育推進検討委員会設置要綱

平成21年6月29日

要綱第93号

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、狛江市食育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画に関する検討及び施策の推進に関する事項
- (2) その他食育の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員15名以内をもって構成する。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 1名 |
| (2) 狛江市医師会が推薦する者 | 1名 |
| (3) 狛江市歯科医師会が推薦する者 | 1名 |
| (4) 商業関係者 | 1名 |
| (5) 農業関係者 | 1名 |
| (6) PTAの代表者 | 1名 |
| (7) 狛江市立小学校校長会の代表者 | 1名 |
| (8) 狛江市立中学校校長会の代表者 | 1名 |
| (9) 多摩府中保健所の代表者 | 1名 |
| (10) 市内において食育推進活動を行う団体の代表者 | 1名 |
| (11) 市民 | 3名以内 |
| (12) 狛江市立保育園長会の代表者 | 1名 |
| (13) 前号に該当する職員を除く市職員 | 1名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務に基づく推進計画策定完了までとする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部健康支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

5 委員名簿

狛江市食育推進検討委員会委員

平成 22 年 8 月 15 日現在

選出区分	氏名	任期
学識経験者	◎川野 因	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
狛江市医師会が推薦する者	石戸谷 尚子	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
狛江市歯科医師会が推薦する者	長谷川 泰	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
商業関係者	高橋 寿之	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	渡邊 敏政	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
農業関係者	本橋 文武	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
PTAの代表者	小川 保	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	恒松 克治	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
狛江市立小学校校長会の代表者	鈴木 みどり	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	尾川 光男	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
狛江市立中学校校長会の代表者	佐藤 方直	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	斉藤 茂好	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
東京都多摩府中保健所の代表者	小宮 三紀子	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	平塚 喜久子	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
市内において食育推進活動を行う団体の代表者	○杉 淑子	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
市民	高橋 公子	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
市民	水永 秀雄	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
市民	飯塚 亨	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
狛江市立保育園長会の代表者	中野 敬子	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	山本 洋子	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
市職員	大久保 幸藏	平成 21 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

◎委員長 ○副委員長

6 計画策定の経過

回数	開催日	内 容
第1回	平成21年11月26日(木)	・委嘱状交付 ・食育推進検討委員会の運営について ・委員長・副委員長の選出 ・粕江市の食育の現状と課題
第2回	平成22年2月18日(木)	・粕江市の食育の現状と課題 ・食育推進計画の基本方針について ・粕江市食育推進計画(素案)について
第3回	平成22年3月11日(木)	・粕江市食育推進計画(素案)について
第4回	平成22年4月22日(木)	・粕江市食育推進計画(素案)について
第5回	平成22年7月1日(木)	・粕江市食育推進計画(素案)について
第6回	平成22年7月29日(木)	・粕江市食育推進計画(素案)について ・パブリックコメントの実施について
★ パブリックコメント 平成22年10月15日(金)～平成22年11月15日(月) ・粕江市食育推進計画(案)について ★ 市民説明会 平成22年10月24日(日) 平成22年10月26日(火) ・粕江市食育推進計画(案)について		
第7回	平成22年12月2日(木)	・粕江市食育推進計画(案)について ・市民説明会、パブリックコメントの報告について ・食育計画の答申(案)について

※ 回数は粕江市食育推進検討委員会の開催数です。

7 食育基本法

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

平成17年6月10日制定

前文

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条―第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条―第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条―第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

登録番号
(刊行物番号)
H22 - 31

狛江市食育推進計画

平成 23 年 2 月発行

編集・発行 狛江市福祉保健部健康支援課
狛江市元和泉二丁目 35 番 1 号
(あいとぴあセンター内)

電話 03 (3488) 1181

印刷 庁内印刷

頒布価格 100 円

